



# 法と経済学研究

Law and Economics Review

Aug 2018

14卷1号

法と経済学会

*Japan Law and Economics Association*

目 次

◆ 法と経済学会・第 16 回全国大会講演報告

□ シンポジウム (校正作業中)

『 独占禁止法による市場介入の論点 - 企業統合時に地方銀行統合等を素材として 』

問題提起 小田切 宏之 (一橋大学名誉教授)  
浜田 宏一 (イエール大学名誉教授)  
木村 武 (日本銀行審議役)

パネルディスカッション

小田切 宏之 (一橋大学名誉教授)  
川濱 昇 (京都大学教授)  
神田 秀樹 (学習院大学教授)  
木村 武 (日本銀行審議役)  
根岸 哲 (神戸大学特命教授)  
浜田 宏一 (イエール大学名誉教授)  
福井 秀夫 (政策研究大学院大学教授)

□ 会長講演

1

神田 秀樹 (学習院大学教授)  
司会 宇佐美 誠 (京都大学)

□ 法と経済学会・関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構共同開催シンポジウム

(校正作業中)

『 行動経済学と法 』

コーディネーター 村松 幹二 (駒澤大学経済学部教授)  
パネリスト 飯田 高 (東京大学社会科学研究所准教授)  
川西 諭 (上智大学経済学部教授)  
川村 哲也 (日本経済大学経営学部講師)  
西内 康人 (京都大学 大学院法学研究科准教授)  
本西 泰三 (関西大学経済学部 教授  
・ 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構長)  
森 知晴 (立命館大学総合心理学部准教授)

《投稿論文》

|   |    |
|---|----|
| 法解釈の誤り事案に見る指定確認検査機関の責任と建築確認制度改善策<br>富田 裕（TMI 総合法律事務所・弁護士） | 10 |
|---|----|

消費者政策と資源管理問題

|   |    |
|---|----|
| —海のエコラベルのコンジョイント分析—<br>行本 雅（青森公立大学）<br>村上 佳世（日本学術振興会特別研究員 RPD）<br>丸山 達也（国民生活センター） | 32 |
|---|----|

## ◆法と経済学会・第16回全国大会 講演報告◆

## □会長講演

## 『法と経済学の昔と今』

日時：2018年7月15日（日）13:15～14:00

場所：関西大学千里山キャンパス(100周年記念会館)  
(ホール1)

神田 秀樹（学習院大学教授）

司会：宇佐美 誠（京都大学）

【宇佐美】： 京都大学の宇佐美でございます。  
この会長講演の司会を務めさせていただきます。  
よろしく願いいたします。

まず、私から神田先生のご紹介をごく短くさせていただきます。皆さま、既によくご存じのとおり、神田先生は大変ご高名な法学者でいらっしゃる。1977年、東京大学法学部をご卒業後、直ちに東京大学法学部の助手にご就任になり、その後、学習院大学のご勤務を経まして、1988年から東京大学で教鞭を執られ、現在は東京大学の名誉教授であられると同時に、学習院大学の法科大学院の教授もお務めになられています。また、司法試験委員会の委員長もお務めになられています。

ご業績については、弘文堂の『会社法』が既に20版を重ねているほか、岩波書店の『会社法入門』など、ご案内のとおり、大変多数の商法関係のご業績をお持ちでございます。法と経済関連では、今や古典的名著と言えます、小林秀之先生との共著『「法と経済学」入門』の他、『会社法の経済学』など、法と経済学関係のご業績も多数をお持ちでございます。

本日は「法と経済学の昔と今」というタイトルでご講演を頂きます。私自身、拝聴するのを大変楽しみにしております。それでは、皆さまと共に拍手をもってお迎えしたいと思います。

【神田】： 宇佐美先生、過分なお言葉をいただきまして、どうもありがとうございました。この

あと私のお話を聞いていただければ、私が何も知らない人間だとお分かりいただけると思います。2年前にこの法と経済学会の副会長に選んでいただきまして、規定により、今年度と来年度と会長を務めさせていただくことになりました。そこで、本日は少しお話をさせていただきます。

資料などは何も準備しておりません。普通、私はパワーポイントを使ってお話しをしますが、そうするとどうしても話が長くなったりするものですから、むしろ今日は資料なしで雑談をさせていただこうと決めました。雑談の内容としては、私は相対的には古い人間ですので、まず昔話をさせていただきます。若干自分のことになって恐縮ですが。そして、法と経済学の今とこの学会に期待したいことについて、大きなことを申し上げます。それで、あと時間が多分残ると思いますので、私が最近、関心を持っているテーマが幾つかありますので、その一つ二つをご紹介します。

私は大学を出て助手を務めた後、今、勤務しています学習院大学にご縁があって、1980年に専任講師として就職しました。そして、82年に初めてアメリカへ留学しました。私はドメスティックな人間でして、それまで日本を一步も出たことがなく、長時間飛行機に乗るのも初めてでした。82年の7月に飛行機に乗ったときにシートベルトの締め方がよくわからなかった。そういうことを今では懐かしく思い出します。

当時、私はバージニア大学のロースクールに行きました。最初、2年で2か所へ行こうと思って

いたのですけれども、バージニアが気に入ったため、結果として2年間をそこで過ごしてしまいました。

82年に、なぜバージニア大学が行ったかという、会社法の勉強をしたいということで行きました。ある奨学金をいただいたのですけれども、当時私はハーバードとかバークレーとか、アメリカの中で、あえて言えばより名が通っているというか、国際的に名が通っているところの行き先を希望として出しました。ところが、奨学金の面接で、面接員の方からそういうところに行くべきでないと言われました。会社法を研究するのだったら、アメリカの上場会社の多くはデラウェア州という、愛知県ぐらいの州があるのですけれども、その州の会社法に基づいて設立されているから、デラウェア州の会社法を研究しなさいと言われました。その面接員の人が誰かはわかりませんが、たぶん東京在住のアメリカ人弁護士さんだったと思います。私は、大学で3年間助手をしていたこともあり、知識としてはデラウェア州会社法というものを多少は知っていたのですが、デラウェア州会社法を勉強するとしてどこへ行くべきだろうかと思って、調べました。デラウェア州にも大学はあるのですが、聞いたことがないと言ったら失礼ですけれども、あまり著名ではない。そこで調べましたら、デラウェア州の現在の会社法というのは1967年に全文改正されていて、それがその後の改正を経て今日に至っています。その67年改正のもとになった報告書というものを63年に執筆した人がErnest Folkという先生であることがわかりました。Folk教授は、今は、お亡くなりになってしまいましたが、当時、バージニア大学の先生でした。私は、論文を読んだことはあったのですけれども、1度もお会いしたことはなかったので、手紙を書きました。当時はインターネットもありません。電子メールももちろんありません。結構、やりとりで時間がかかりましたけれども、「来るなら受け入れてやるぞ」と言われまして、それで行くことにしました。

そうしたら、この学会の会長を務められました

古城先生が私より1年先にバージニア大学に行っておられました。1年目は古城先生とペアで滞在させていただくことになり、古城先生には大変お世話になりました。

バージニア大学に行ったら、私とその後親しくなった、生まれが同じ年のSaul Levmoreという先生がいました。この人はその後、シカゴ大学のロースクールのディーンになった人です。私は彼に初めて会ったときに「これからアメリカの会社法を勉強したいと思うのですけれども、何を讀んだらいいのでしょうか」と聞くと、「最初に読むべき論文はこれだ」と教えてくれました。

それは1982年、私が行った年に、イェール・ロー・ジャーナルに掲載された論文でした。ただ、当時はインターネットも何もない。日本にいてもローレビューの最新号はすぐには読めませんでした。冊子が来るまでに3か月も4か月もたって、来てからようやく読める。そういう状況でしたので、日本ではその論文のことは私は知りませんでした。

どういう論文かという、Frank EasterbrookとDaniel Fischelというシカゴ大学の二人が書いた「corporate control transactions」、こういうタイトルです。経済学的な視点から企業の支配権取引に関する法制度のあり方を論じた論文でした。

Frank Easterbrook氏は、当時はシカゴ大学の先生でしたが、その後、連邦控訴裁判所の裁判官になっています。Daniel Fischel氏は、現在はシカゴ大学の名誉教授です。Easterbrook氏は私よりも五つ年上で、Fischel氏は三つ年上です。ただ、彼らは当時30代前半でした。私はそれまでお会いしたことはもちろんありませんでした。

どうしてこの論文をまず読めと言われたのかは、当時は私にはわからなかったのですけれども、とにかくそれを読んで、勉強しました。読んだ感想としては、法学というのは私が日本で受けてきた教育とだいぶ違うと思ったということと、まだその時点では、そういうアプローチは会社法ですらほとんどないのではないかと感じたことです。

こんな話をしているとそれだけで終わってしまいますので、話を少しスピードアップさせていただきます。当時、私と同じ世代の人たちがたくさんアメリカに法学者としていらっしゃいました。私と同年齢の人としては、シカゴ大学には Douglas Baird という人がいました。倒産法や担保法が専門の人でして、彼からも、その後、多くのことを教わりました。そのほかにも非常に多くの人との出会いがありました。こうした人たちとアメリカの学界は今後どうなるのだろうかといったことなど、いろいろと話をする機会がありました。

1988年に東大に移籍したのですけれども、その後3回、シカゴ大学に行く機会を与えられました。各回3か月でしたので短かったのですが、89年、91年、93年と機会をいただきました。ちょうどそのころ、91年にアメリカの法と経済学会というのが創立されました。これは私にとっては全くの偶然です。たまたまシカゴにいたときでした。そして、1991年の春にこのアメリカの「Law and Economics Association」の創立大会がイリノイ州立大学で開催されました。イリノイ州立大学はイリノイ州のシャンペン・アバナ市にあるのですけれども、シカゴから車で3時間ぐらいのところでした。これも偶然ですが、私は、そこで Levmore 教授との共著論文を報告させていただく機会を得ました。私自身は毎年出ることはできないので、その学会に入会しなかったのですけれども、ただ、創立大会で論文を発表する機会を得たので、しかも近くでしたので行ってきました。

それで、この91年のアメリカの法と経済学会の創立大会では4人のゴッドファーザーというか、法と経済学の元祖というべき方々の記念講演がありました。その記念講演は、たぶん学会のホームページかビデオか何かで配信されているのではないかと思います。私が91年に出たそのときの記憶でお話しますので、27年前のことなので中身が違っているかもしれません。4人のゴッドファーザーというのは、年長順に、最初が Ronald Coase (1910-2013)、2

番目が Henry Manne (1928-2015)、3番目が Guido Calabresi (1932-)、そして4番目が Richard Posner (1939-)でした。なお、ポズナーではなくポウズナーと発音します。

今日、これをご紹介したいと思ったのは、4人が言ったことが全然違ったということです。正直言ひまして、私はそれしか覚えていません。ですから、今からご紹介する内容は違っているかもしれません。

最初に講演をしたのはロナルド・コースです。コース氏は経済学者ですけれども、シカゴ大学での所属はロースクールです。この方は1910年生まれです。ですから、アメリカの91年の当時の創立大会の時点で既に80歳を過ぎていらっしゃいました。この先生は長寿な方で、2013年にお亡くなりになりました。法と経済学会で記念講演をされたその年の秋に、コース氏はノーベル経済学賞を受賞されました。

コース先生が何を言ったかということですが、次のような話でした。「私は1960年にソーシャルコストという論文を書き、その後それはコースの定理と呼ばれて有名になりました。その論文を書いたときの私の関心は、法制度とか法のルールというのがマーケットエコノミーにどういう影響を与えるか。こういう関心で論文を書きました。ところが、私の後世代の人たちは、私を法と経済学の創立者と呼んで、コースの定理とかいう名称を付けて、全然違うことを始めた。私の後世代の人たちは、経済学のツールを用いて、法制度とか法のルールそのものを分析するというのを始め、法の良しあしを議論したり、そういうふうになった。それは私はまったく予想していなかった。けれども、私が法と経済学の元祖と呼ばれることは大変光栄です。」

その次に登場したヘンリー・マニという人は、たぶん本日お越しの皆さんにとっては一番知られていない人だと思います。当時、ジョージメイソン大学に所属されていました。この方は1928年生まれです。当時（誕生日が来ていれば）63歳でした。マニ氏は、会社法の分野で market

for corporate control ということを書いた論文で有名な先生です。

この先生が何をおっしゃったかですけれども、「法と経済学会が設立されたことは喜ばしい。アメリカの法と経済学研究には大きな特徴がある。その特徴は何か。それは、研究の場所が経済学部ではなくて法学部（ロースクール）であることである。そこに経済の先生方も来ていただいて、また経済学を専門とする先生がロースクールで職を得て研究がされてきている。場所がロースクールであるということが重要だ。」たしかにコース氏のように昔からロースクール所属の経済学研究者もいらっしやいましたが、これは例外でして、1990 年前後以降、アメリカの主要なロースクールは経済学の先生方をアポイントするようになりました。

3 番目のガイド・カラブレイジ氏は日本でもよく知られている人だと思います。1932 年のお生まれですので、当時（誕生日が来ていれば）59 歳でした。カラブレイジ氏は、イェール大学ロースクールのディーンを務めた方です。

カラブレイジ氏は、法と経済学の研究は規範的な研究でなければいけないと強調されました。つまり法制度や法のルールのあるべき姿、そういう議論をするときに学問は大変有益なので、法と経済学という学問もそういう方向で発展してほしいということをおっしゃいました。

最後の 4 番目のリチャード・ポウズナー氏。彼は、1939 年生まれですので、当時（誕生日が来ていれば）52 歳でした。彼は、4 人のなかでもっとも若い方だったということになりますけれども、何と言ったかという、カラブレイジ氏とはまったく反対で、「法と経済学の貢献は実証的なところにある。あるべき論ではなくて、むしろ実証的な研究がこの学会によって今後発展することを私は期待する」とおっしゃいました。

それで、この記念講演を聞いた私は、これらの方々とのなかで面識があったのは、コース先生とポウズナー先生でした。4 人の記念講演を聞いて、私は人によってこんなに違うものかな、こんなこ

とでこの学会は大丈夫なのだろうか、それだけを感じました。実は日本の私どもの学会も 2003 年に設立されたと思いますが、少し似たようなところがあるかもしれません。人によって考えていることが全然違うので、大丈夫だろうかという点では共通しているかもしれません。

いずれにせよ、その後、アメリカで法と経済学がどう展開したかといえば、一言では言えませんし、今 2018 年ですので、1991 年当時から 30 年あまり経っており、変遷もあります。しかし、おおざっぱに言えば、アメリカの主要なロースクールを見るかぎり、そこにあまり差はないというか、法と経済学は研究の主流になっていると言っているのではないかと思います。もちろん分野がいろいろありますので、濃淡はありますし、また手法としても規範的な研究であったり、実証的な研究であったり、いろいろあります。ただ、いずれにしても、91 年の学会設立以降、アメリカでは法と経済学はより盛んになって今日に至っていると、一言でいえばそういうことかと思えます。

とりわけ 21 世紀、今世紀に入ってから、実証研究が盛んになっています。とくに最近の 10 年くらいは、日本語で言えば計量経済学とかデータ分析といった手法を用いた研究が、アメリカの上位ロースクールを見ると研究の主流になっているとあってよいと思います。

そこで、今後の日本における法と経済学研究というか、この学会への期待ということになりますが、まず、日本の現状はどうかということがあります。私は状況を正しく評価するだけの能力を持っていませんけれども、少なくとも法学部においては法と経済学が盛んになっているとは今日でもなかなか言えないように思います。私も、初めての留学から帰って来た後に、東大の法学部のワークショップで法と経済学の話をしていただいたと思って、結果としてはさせていただいたのですが、させていただこうと思ったときに、多くの方から「やめたほうがいい」と言われました。いずれにしても、日本では法学部では法と経済学は今日でもあまり盛んとは言えないと思います。

もう一つ、分野の問題があります。私が何十年前か前にアメリカの仲間と盛んに話したことの一つは、どの法分野が法と経済学に向くかという話です。ご存知のように、独禁法とか商法・会社法の分野では、経済分析ということは、それがちゃんと使われているかどうかという議論の余地はあるかもしれませんが、それなりに使いやすいので使われてきましたし、今日でも使われています。

ただ、当時は、少なくともアメリカの学会が誕生した91年あたりでは、むしろ一見すると経済分析とは縁がなさそうな家族法や刑法とか、そういう分野で経済分析が行われたということがありまして、そのことのインパクトが大きかったです。もちろん、独禁法・商法・会社法などの分野では盛んに行われました。

それが今どうなっているのかというと、私は正しく評価する自信というか能力がないのですけれども、独禁法をはじめとして、アメリカでは、商法・会社法などの分野では経済分析は非常に使われていると思います。では、家族法や刑法などの分野でその後発展したかと言われると、そんなに発展しているとは思えないというのが私の感触です。しかし、少なくとも90年代には家族法や刑法の分野でも経済分析が目立ったと思ったというのが、私の印象です。

日本で分野を見ますと、この学会のシンポジウムのテーマや個別報告のテーマをご覧くださいとお分かりいただけると思います。一部の例外はありますが、なかなか民法や刑法の分野で法と経済学研究が行われているとは思えません。したがって、私としては、今後、ぜひそういう分野においても法と経済学の研究がもっと進むことを期待したいと思います。

では、独禁法や商法・会社法などの分野はどうかということです。これらの分野では、日本でもそれなりに研究が進んでいると思います。ただ、研究の絶対的な量あるいは研究者の層という観点から見ますと、まだまだ法制度とか法のルールに関連した実証的な研究というのは少ないと思

います。

そういうことで言いますと、日本では、法と経済学の研究というのは、many futures というか、まだ将来への課題がいろいろとあるので、この貴重な学会もぜひそうした研究を進めていくきっかけとなり、そして、その成果を発表する場として、あるいはぜひ皆さん方と色々なことをテーマにして議論する場として、発展していただきたいと願っています。

以上が昔話と感想です。あと若干、時間がありますので、私が最近、関心を持っているテーマを1、2お話ししたいと思います。

実は昨日の懇親会で一つ言ってしまいましたので、それは取り上げにくいのですが、この6月にアメリカでGCGCという団体の年次国際会議がありました。GCGCというのはグローバル・コーポレートガバナンス・コロキアという団体の略称でして、国際学会のようなものです。これは私の仲間が5年ぐらい前に、世界の12の大学にスポンサーになってもらって作った学術団体です。年1回各大学の持ち回りで集まって議論をする研究団体です。コーポレートガバナンスというのは広くとらえ、メンバーは半数が法律関係者、半数が経済学の先生方ということでやっています。ウェブサイトがありまして、その大会の様子などはすべてビデオ配信されていますので、ご関心がある方はご覧いただければと思います。今年の6月初めに、第4回の大会がハーバード大学のロースクールでありました。初回は2015年にスタンフォード大学で、2回目はストックホルムでありまして、去年は3回目を東京で開催しました。

2回目のストックホルムのときは有名な経済学研究者であるOliver Hartと先生が報告をされて、その後の秋に、この先生はノーベル経済学賞を受賞されました。今年の大会には、東大からは、商法の藤田友敬氏と後藤元氏に参加していただきました。コーポレートガバナンスの分野は、2~3年前は一番有名なテーマは何かということ、人によって違ってもいいかもしれませんが、短期か中長期かという議論でした。企業評価は短期的に見るべ



きか、中長期的を見るべきか。この問題は現在でも決着がついているわけではありません。

しかし、最近のテーマは何かと言われると、二つないし三つです。日本で紹介され、日本でも議論されているテーマもあるのでありますが、ほとんど日本で紹介のないテーマもあるように感じています。一番紹介のないテーマは、昨日、懇親会の場で申し上げたのですが、英語で common ownership と呼ばれている問題です。これは今はお話ししません。

もう一つ、多少日本でも紹介があるのですが、アメリカで議論が一層盛んになっているテーマが、あまりうまく言えないのですが、学界では dual-class voting stock と呼んでいる、議決権種類株式などというものです。実務では weighted voting と呼ぶようです。

どういふ話かと言いますと、議決権というか、支配権を固定する特殊な株式を出して、それを創業者が持つような上場会社です。そのような上場会社については、創業者が同意しないかぎり、支配権の交代は起きえません。そういう仕組みの上場会社はいいのか、という話です。

世界の時価総額ランキングというのがあります。上場企業は株式市場によって評価されるという意味では、株価は株式市場における上場企業の評価の結果を表していると言えます。

日本ですとトップはトヨタで、その時価総額は約 20 兆円です。しかし、世界の時価総額ランキングですと、トヨタは 30 番か 35 番目くらいになります。世界のトップ 5 は何かというと、1 番はアップルです。2 番目がアマゾン。現在ではアマゾンです。3 番目はグーグル、4 番目がマイクロソフト、そして 5 番目はフェイスブックです。いずれも、その時価総額はトヨタの何倍もあります。

この五大企業のうちの二つ、少なくとも私が知る限り、グーグルとフェイスブックというのは、今言いました創業者が特殊な株式を保有しており、その結果、上場会社であっても（グーグルでいえば上場会社は持株会社になるのですが）、支配権の変更は、創業者が承諾しないかぎ

り、不可能です。ヘンリー・マニ氏が言ったマーケット・フォー・コーポレート・コントロールは機能しません。敵対的な買収を目指していくら上場株式を全部かき集めたって駄目です。創業者が 8 割ぐらいの議決権を持っているからです。それでも、証券取引所はそういう企業の上場を認めているため、それらの企業は上場企業となっているわけです。

それで、こういうのはいいのか。日本の状況はご存知かと思いますが、原則としては東京証券取引所はそういう会社の上場を認めません。例外として、数年前にサイバーダイインという医療用のロボット等を作っている会社の上場を認めました。筑波大学の先生が個人で 80% の議決権を保持する、その意味ではグーグルやフェイスブックと同じ構造です。東京証券取引所はこの会社の上場を認めましたが、それは例外でして、これ以外は、少なくとも今日に至るまでのところでは、申請があったとしても認めていません。

日本では通常は創業家はどうかというと、普通株だけで上場します。たとえば創業家が 60% の株式を保有して、残りの 40% の株式を上場します。これでも 60% の株式（の少なくとも一部）が売られないと支配権の交代は起きないので、普通株ですので、dual class とは全然効果は違います。なお、グーグルやフェイスブックも無条件で議決権が固定されているわけではありませんで、かりにもし創業者であるたとえばフェイスブックであればザッカーバーグさんが、自分の保有する株式を他人に売ったらその時点で普通株に転換されるという仕組みとされています。そういういろいろな契約条件が付いてはいます。

ただ、付いていないのは、付いていないのはという言い方がいいかわかりませんが、ザッカーバーグさんがそのお子さん、あるいはその孫にと、保有する株式を承継していく場合には、支配権は固定されたままです。こういう仕組みはいかがなものか。少なくとも支配権が交代する可能性がおよそないというのは問題ではな

いかという議論です。

これを問題視している1人が、今回、たまたまGCGCの大会の開催校となったハーバード大学のロースクールの有名なLucian Bebchukという先生です。私より二つ若い方です。ベブチャック氏がやはりこれは問題だという論文をGCGCの今年の大会で報告されました。アメリカでは、グーグルとフェイスブックの二つだけではありません。証券取引所は、法律家の言葉で言う一株一議決権原則というのを上場会社に要求はしているのですが、例外として、新規上場(IPO)のときは、議決権種類株式を認めています。日本では例外はあるけれども、厳しいという状況です。

ベブチャック氏は、これは問題だということで、いろいろ報告されたのですが、それはGCGCのウェブサイトで公開されています。ご関心があれば、ご覧いただければと思います。ディスカッサントとしてコメントをされたのは、経済学者でロンドン大学のビジネススクールのJulian Franks氏という方です。フランク氏は、経済学者が通常こういう話を聞いたら、法で規制すべきだとは言わない。これは市場の判断に委ねるのがいい。そういう会社が良くないと評価するかどうかに関するやり方はいろいろあるけれども、たとえばインデックス(株価指数)にそういう会社を含めるインデックスと含めないインデックスとの二つを用意して、投資家がどっちを買うかを見ればいいということをおっしゃいました。

実は先ほどちょっとすっ飛ばして、昨日の懇親会で少し申し上げたことなのですけれども、今、全世界でインデックス投資というのが非常に盛んになっています。パッシブ運用と実務で呼ばれているものです。大手4機関投資家というのがありますけれども、著名なのはブラックロックです。GCGCの大会には、別のテーマを議論するためにブラックロックから2人、それからスタンダード・アンド・プアーズ・インデックスから1人来ておられました。

そこで、ブラックロックの人にグーグルやフェイスブックの株は買うのですかという質問が出

たのですが、答えはインデックスの株を買っていると。そうしたら、S&Pの人によれば、S&P500という著名な指数では、ESGとかを重視していて、とくに石炭に関連するところにお金を出している会社は500から外しているそうです。ですから、S&P500からそういう銘柄は外されている。だけど、グーグルやフェイスブックは外してない。

それで、さっきの話で、外したのと外さないのを両方つくって、投資家に選んでもらうのがいいのではという議論になりました。そこで、なぜ、外す指数を作らないのかという話に質問が集中しました。それに対する答えは、私にはよくわからなかったです。要するにグーグルやフェイスブックはいい会社だからと。なぜ議決権種類株式を出して創業者の支配権を固定している会社がいい会社なのか、その点については、そういうことは考慮しないというか、それはグーグルやフェイスブックだからと言ってしまえばそれまでかもしれません。

そうすると、市場において、そういうものを除いたインデックスを作る人が出てきて、それが普及するかどうかは投資家が判断するものだから、というロジックにさらに進むことになります。しかし、いずれにしてもどうもよくわからない。

これが、私の関心を持っているテーマの一つです。日本では比較的厳しく制限して運用していますので、あまり問題になることはないし、表に出ることも少ないです。しかし、いずれにせよ、このグーグルやフェイスブックの仕組みがどうなのかというのは、今、アメリカの学界においては、私の理解では最も議論されるテーマの一つになっていると思います。

もう一つくらい、何かテーマを挙げようかと思えます。準備してきていないので、いい加減な言い方になりますが、今、日本ではコーポレートガバナンス分野の一つの話題として、今年の6月1日からコーポレートガバナンス・コードが改訂されまして、政策保有株式というのはよくない、だから、なくしていきましょうという流れが強いです。政策保有株式というのは、わかりにくいと思

いますが、一般の事業法人が他の事業法人の株を持つ。それが投資目的でないものを全部そう言います。英語になりませんので、これを訳すときに policy purpose での holding と訳したら誰にも通じません。

それから、金融機関が保有している事業法人の株を減らしていきましようということも、現在、国を挙げての施策になっています。ただ、いずれにせよ、今、どういうふうになっているかというところ、日本の議論は、政策保有株式の保有は、リスクに応じたリターンを期待するものでないの、企業価値に貢献しない。少なくともなぜそれを持つのかをきちんと説明してください。方向としては縮減してください。こういうことになっています。それが機関投資家の声であることも確かです。

それで、ハーバード大学は、アメリカの他の大学と同じで、寄付により巨額のお金を持っています。そのお金を運用するには、運用委員会というのがあって、ロースクールだけではなくて、ハーバード大学の全体のお金を運用しています。その運用委員会の委員長を務めている人は、ハーバード・ロースクールのアレン・フェレルという先生です。それで、GCGC の大会にこの先生が出ていて、ハーバード大学のお金の運用の話になりました。ハーバードでは株を投資目的で買っているのかという質問に対して、リスクとリターンはあまり考えたことがないと言うのです。

リスクとリターンで買ってないとすると、何で買っているのか、という質問に対して、バリューだということです。「バリューって何ですか」といったら、それはやはり長年のお付き合いがあったりすることで株を保有したりすると。私はその回答にある種感動して、これぞアメリカにおける政策保有だと。リスク・リターンではなくて、バリュー。そうしたら、そんなことをして fiduciary duty 違反にならないのですかという質問が出ました。fiduciary duty の分野の専門家としてハーバード・ロースクールには、ロバート・シトコフという先生がいます。シトコフ氏もそこにいらっやって、「それは違反じゃないか」との質問

に、次のように答えました。法律家らしい答えなのですが、エリサ法（年金運用）だったら、違反だということです。株を持つときに、それはリスクとリターンというところで説明がつかないといけない。ESG であってもそうだそうです。リスクとリターンで説明がつかないものは、英語で collateral benefit というようです。副次的な (collateral) もので、それは fiduciary duty 違反となるというのがエリサ法であり、エリサ法は厳しい。そういう答えです。

では、ハーバード大学は違反をしているかといったら、いや、法律上は、ハーバード大学はエリサ法の fiduciary ではない。ハーバードの基金は foundation (財団) という形式になっている、foundation における義務は緩いのですというのが回答でした。そして、おそらく訴える人はいないでしょうとも。こうしたやりとりは GCGC のウェブサイトで公開されますので、ご関心のある方は見ていただければと思います。

これは法律家がする細かい議論です。私は、一般の人が聞いたらわかったようでわからないという感じではないかと思いました。

こういう分野を含めて、興味深いテーマはたくさん出てきていると思います。ぜひこの学会でも、皆さんと共に議論をする機会を与えていただければ、大変光栄に思います。

最後に、本学会の運営について、皆さん方にお気付きの点がありましたら、こうしたらどうかということなどを、総務委員長の村松先生あるいは企画運営委員長の清水先生、その他、理事の先生方にでも、また、私や事務局にでも結構ですので、ぜひお寄せいただければ幸いです。

最後に本学会の運営についてのお願いまでさせていただきましたが、以上をもって、雑談で恐縮ですけれども、会長講演とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

**【宇佐美】:** 神田先生、本当にありがとうございました。アメリカの法と経済学会設立時の興味深いお話から、先生ご自身の最近の研究関心に至

るまで、大変示唆に富んだお話をいただきました。  
皆さま、改めて神田会長に拍手をお願いいたします。  
す。どうもありがとうございました。

法解釈の誤り事案に見る指定確認検査機関の責任と建築確認制度改善策  
Remedy to malfunctioning building certification system judging from error cases  
of the law interpretation

弁護士 富田 裕

Yu Tomita: Attorney at law

## 要旨

建築確認の審査において、指定確認検査機関が法解釈を誤って建築確認を行い、後になって建築確認が取り消される例が見受けられる。

ここでは、指定確認検査機関が確認審査を行うに際し建築基準法の解釈について明確に判断できない場合、特定行政庁への照会義務があり、照会を怠った場合、責任を負うものであることを述べるとともに、法解釈の誤りによる建築確認の取り消しを防ぐために建築基準法の法解釈が分かれうる部分を政省令に明示すべきことを述べる。

## キーワード

建築確認、法解釈の誤り、過失

## 1 はじめに

建築確認の審査において、指定確認検査機関、建築主事等の審査機関が法解釈を誤って建築確認を行い、後になって建築確認が取り消される例が見受けられる。

例えば、東京地判 2015 年 6 月 19 日<sup>1</sup>は、建築基準法施行令（以下、「施行令」という。）126 条の 6 第 2 号の解釈に関し、旧建設省事務連絡による解釈と東京都事務連絡による解釈という異なった解釈が存在している中で、指定確認検査機関が東京都事務連絡によって解釈を行い、建築確認を下したが、後に世田谷区建築審査会が旧建設省事務連絡に基づいた解釈により当該建築確認を取消し、建築主に設計変更に必要な費用等約 9000 万円の損害が発生した事案である。

刑法の分野では、事実の認識に誤りがある場合を事実の錯誤、事実の認識に誤りはないが、規範についての認識に誤りがある場合を法律の錯誤という。

審査機関の建築確認の誤り事案についても、事実の錯誤に対応する事実の見落とし事案と、法律の錯誤に対応する法律の認識に誤りがある事案に分類できそうである。

例えば、審査機関が事実を見落としした事案としては、実際には、設計図書の柱、梁、基礎等の主要構造部に構造耐力不足があったにもかかわらず、審査機関がこれを見落としした例をあげられる。横浜地判 2012 年 1 月 31 日<sup>2</sup>の事案、静岡地判 2012 年 12 月 7 日の事案<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 東京地判平 2015 年 6 月 19 日判例タイムズ 1422 号 317 頁

<sup>2</sup> 横浜地判 2012 年 1 月 31 日判例時報 2146 号 91 頁、判例タイムズ 1389 号 155 頁

<sup>3</sup> 静岡地判 2012 年 12 月 7 日判例時報 2173 号 62 頁

は、実際には建築基準法が要求する建物の耐力がないにもかかわらず、建築確認の審査担当者が耐力があるものと誤信して建築確認を行った場合において、審査担当者の過失が認められ、審査機関の国家賠償責任が認められた例である。

実際には建築基準法が要求する建物の耐力がないにもかかわらず、審査機関が耐力があるものと誤信し建築確認を行った場合については、最判 2013 年 3 月 26 日<sup>4</sup>がどのような場合に審査機関の責任が認められるかに関する規律を明示した。すなわち、同最判は、「申請書類の記載事項における誤りが明らかで、当該事項の審査を担当する者として他の記載内容や資料と符合するか否かを当然に照合すべきであったにもかかわらず、その照合がなされなかったなど、建築主事が職務上通常払うべき注意をもって申請書類の記載を確認していればその記載から当該計画の建築基準関係規定への不適合を発見することができたにもかかわらずその注意を怠って漫然とその不適合を看過した結果当該計画につき建築確認を行ったと認められる場合に、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるものと解するのが相当である。」とした。

これに対し、東京地判 2015 年 6 月 19 日の事例は、審査機関が法律の認識を誤った事案ということができる。これ以外に審査機関が法律の認識を誤った事案としては、東京都建築安全条例 4 条 3 項の解釈に関し区長が安全上支障がないとした法解釈の裁量逸脱の違法が認定され建築確認が取り消された東京高判 2009 年 1 月 14 日<sup>5</sup>、建築基準法 56 条の 2 第 3 項、施行令 135 条の 12 の解釈に関し指定確認検査機関の法解釈が裁判所によって否定され、建築確認が取り消されたさいたま地判 2014 年 3 月 19 日<sup>6</sup>の事案をあげることができる。

指定確認検査機関の法解釈の誤り事案については、今のところ、どのような場合に審査機関が責任を負うかについての最高裁の判断はない。

そこで、本稿では、東京地判 2015 年 6 月 19 日の裁判例をもとに、指定確認検査機関の法解釈の誤り事案において指定確認機関はどのような場合に責任を負うかについて考察する。そして、指定確認検査機関の法解釈の誤りを予防するための制度構築について考察・提案する。

## 2 指定確認検査機関が法解釈を誤った事例

### (1) 東京地判 2015 年 6 月 19 日

東京地判 2015 年 6 月 19 日は、施行令 126 条の 6 第 2 号の解釈が問題となった事案である。

施行令 126 条の 6 第 2 号の「道」に「面する」の解釈に関し、旧建設省事務連絡は、道から建物の非常用進入口等までの距離は 20 メートル以下でなければならないとするのに対し、東京都事務連絡は、東京都では旧建設省事務連絡のいう道から非常用の進入口等まで

<sup>4</sup> 最判 2013 年 3 月 26 日裁判所ウェブサイト、裁判所時報 1576 号 8 頁、最高裁判所裁判集民事 243 号 101 頁

<sup>5</sup> 東京高判 2009 年 1 月 14 日裁判所ウェブサイト、ウエストロー・ジャパン文献番号 2009WLJPCA01149002

<sup>6</sup> さいたま地判 2014 年 3 月 19 日判例時報 2229 号 3 頁

の距離を 20 メートル以下とするという要件は適用されないとしている。

具体的にいうと、施行令 126 条の 6 第 2 号の規定、旧建設省事務連絡、東京都事務連絡は以下のとおりである。

施行令 126 条の 6 建築物の高さ 31 メートル以下の部分にある 3 階以上の階（不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。）には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一 第 129 条の 13 の 3 の規定に適合するエレベーターを設置している場合

二 道又は道に通ずる幅員 4 メートル以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径一メートル以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ 10 メートル以内ごとに設けている場合（下線部、筆者）

1993 年 12 月 13 日付け旧建設省事務連絡

次の基準に適合する場合には、路地状敷地に建築される建築物についても、非常用の進入口等が「道又は道に通ずる幅員 4 メートル以上の通路その他の空地に面する」としてと解することとし、基準として、「道から非常用の進入口等までの延長が 20 メートル以下であること」をあげている。

1993 年 12 月 20 日付け東京都事務連絡

東京都においては、旧建設省事務連絡の「道から非常用の進入口等までの延長が 20 メートル以下であること」については特に規制していないことが記されている。

建築確認申請がなされた本件マンションは、図 1 のとおり、旗竿状の敷地の奥に計画され、道路から非常用進入口に代わる代替進入口（以下、「本件代替進入口」という。）まで 31 メートル程度の距離があったが、指定確認検査機関は、東京都事務連絡により、道路から代替進入口までの距離が 20 メートル以上あってもよいと解釈し、建築確認をした。

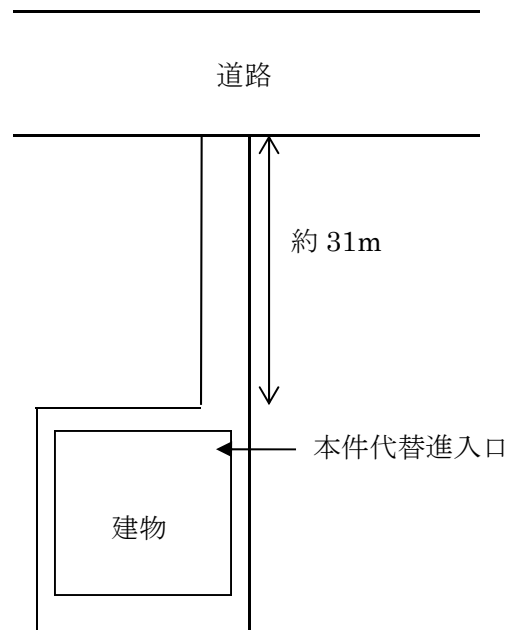


図1 本件マンションの計画

しかしながら、後に、世田谷区建築審査会は、旧建設省事務連絡に基づいた解釈により、本件代替進入口は道から 20 メートル以上離れているとして建築確認を取り消した<sup>7</sup>。

建築主は、本件マンションを非常用進入口の設置が義務付けられる 3 階建てから非常用進入口の設置が義務付けられない 2 階建てに設計変更し、分譲した。その後、建築主は、建築確認を下した指定確認検査機関に対し、設計変更に必要な費用等 9012 万円の支払いを求める債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

判決は、以下を述べている。

#### (i) 被告指定確認検査機関の建築確認の適法性について

<sup>7</sup> 判決では触れられていないが、周辺住民が建築確認取消を求める審査請求において本件の建築計画が建築基準法の単体規定である施行令 126 条の 6 第 2 号に違反する旨を主張することは、「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。」とする行政事件訴訟法 10 条に反するのではないかは問題となると思われる（政策研究大学院大学福井秀夫教授より指摘）。この点、東京地判 2008 年 4 月 18 日（ウエストロー・ジャパン文献番号 2008WLJPCA4188004）は、原告適格の有無の判断の局面であるが、建物の延べ面積に応じて敷地の接道幅や道路の幅を規定する東京都建築安全条例 4 条 1 項、2 項は、火災が発生した場合における避難、消火及び救助活動を迅速かつ適切に行うための規定であるとしつつ、同条 3 項が「建築物の周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合」に同条 1 項、2 項を適用しないとしているのは、建物が火災により炎上した場合に隣接する建物やその居住者等に重大な被害が及ぶことのないようにするためであるとし、同項は周辺住民の個別的利益を保護する趣旨を含むとしている。施行令 126 条の 6 は、建物居住者の避難、消火及び救助活動の円滑のための規定であるが、消火活動により建物の炎上を防ぐことができ、これにより隣接する建物への延焼を防ぐことができるという点で、隣接する建物の居住者の法律上の利益にも関わるものといえ、行政事件訴訟法 10 条 1 項の主張制限にはかからないものと考えられる。



まず、判決は、本件代替進入口は、施行令 126 条の 6 第 2 号の「面する」との要件を充足していないとまではいえない、とした。建築審査会の裁決では、本件代替進入口は旧建設省事務連絡を満たさないとして建築確認が取り消されたが、判決では、本件代替進入口は施行令 126 条第 2 号を充足しており建築確認は適法と判断されたことになる<sup>8</sup>。

すなわち、判決は、施行令 126 条の 6 は、災害時において、公共消防による建築物内の人々の救出及び消火活動が円滑に行えるよう直接屋外から屋内に進入することができる開口部（非常用の進入口）を外壁面に設置することを義務付けた規定であり、同条ただし書は、非常用の進入口の機能を十分代替し得る設備が設けられている建築物であれば同条本文の要件を緩和するとの趣旨で設けられた規定であり、その代替的な具体的設備として非常用エレベーター又は代替開口部を予定しているものとした。そして、判決は、代替開口部が施行令 126 条の 6 第 2 号の「道」に「面する」か否かを判断するに当たっては、接面する道と代替開口部との距離、代替開口部の設置位置、形状といった事情のほか、当該建築物の規模・形状、敷地の形状、周囲の建築物の立地状況及び道の敷設状況、公共消防の整備状況、消防活動上の具体的な支障の有無等の諸事情を総合勘案し、非常用の進入口が設置された場合と同等に円滑な消防活動の実現という立法目的を達成することが可能かどうかといった実質的な見地から検討することを要すると解するのが相当であるとした。

そして、判決は、施行令 126 条の 6 第 2 号所定の代替開口部に該当するか否かは非常用の進入口が設置された場合と同等の円滑な消防活動の実現を図り得るかといった実質的な見地から検討すべきものであるから、道と代替開口部との距離が同号の「面する」との要件該当性を判断する上で重要な事情の一つとなるとしても、当該事情のみをもって同号の要件該当性の判断されるものではないとした。

そして、判決は、世田谷消防署が本件代替進入口の設置位置、形状、道路からの距離等を斟酌した上で建築基準法上の建築物の防火に関する規定に違反しないと判定して消防同意を行っている事情等をあげ、円滑な消防活動の実現という立法目的の達成可能性の見地から検討しても、本件代替進入口は、施行令 126 条の 6 第 2 号所定の「面する」との要件を充足していないとまではいえないとした。

#### (ii) 仮に建築確認が違法である場合の指定確認検査機関の注意義務違反の有無

次に、判決は、仮に本件代替進入口の施行令 126 条の 6 第 2 号の要件該当性が否定され、建築確認が違法だった場合について、被告指定確認検査機関に確認検査契約に係る注意義務違反があるか否かを検討している。

この点、判決は、まず、被告の債務不履行の有無に関し、建築確認の申請をした建築主

<sup>8</sup> かかる結論からすると、建築主側は建築審査会の裁決を違法であるとして裁決の取消訴訟を提起していたならば、建築確認取消しの裁決が取り消されて建築確認の適法が確定し、建築主は 3 階建ての建物を建てられたことになる。建築主が取消訴訟を提起しなかったため土地の高度利用といった正の外部性が減少したことを考慮すると、行政訴訟に対して奨励金を出すなど正の外部性に対応したピグー補助金を与え、違法は正機能の発揮を奨励することも考えられる（政策研究大学院大学福井秀夫教授からの聴取による）。

とそれを引き受けた指定確認検査機関との関係は、民法上の報酬支払特約付き準委任契約（建築確認検査業務委託契約）であり、指定確認検査機関がなした確認に関する事務に過誤があった場合、指定確認検査機関は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うとした。

次に、判決は、指定確認検査機関は、確認審査を行うに際し、建築基準関係規定はもとより、国土交通大臣及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書のほか、建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料を参考にし、また、これらにより建築関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は特定行政庁への照会を行うなどして、当該建築計画が建築基準関係規定に適合するか否かについて判断する債務を負うとした。

しかし、判決は、世田谷区は確認審査時に被告が東京都事務連絡によって解釈していることを知りながら、被告に対し非常用進入口が建築基準法 126 条の 6 に適合しないとの意見を明示していないこと、世田谷区は被告から確認審査報告書の提出を受けた後も被告に対し建築基準法 6 条の 2 第 11 項（現行法の 6 項）に基づき本件建築計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨の通知（不適合通知）をしなかったこと、世田谷区は本件確認処分に先立って東京都の事務連絡は適用されない旨を公表していなかったこと等を考慮し、被告が東京都事務連絡によって旧建設省事務連絡の適用が排除されていると考えたことには合理的な理由があるといえ、被告が本件確認処分をするに先立ち特定行政庁である世田谷区に東京都の事務連絡の適用の有無について問い合わせをしなかったとしても、それをもって受任者としての善管注意義務を怠ったとはいえないとした。

判決では、被告指定確認検査機関による建築確認自体が違法とまではいえないと判断されたため、そもそも指定確認検査機関の責任が認められる余地はない。

もともと、判決の後段では、指定確認検査機関による建築確認が違法であることを前提に指定確認検査機関の過失の有無が検討されている。そこで、以下、仮に指定確認検査機関の建築確認が違法であるとした場合に指定確認検査機関に過失があるか否かについて検討する。

## （２） 事件の背景

事件の背景としては、2000 年の地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）により、建築確認事務は、国の機関委任事務から地方公共団体の自治事務とされ、特定行政庁には建築基準法の解釈権限が与えられ、特定行政庁ごとに異なった解釈が行われるようになったことをあげることができる<sup>9</sup>。判決も、建築確認が地方自治体の自治事務に該当すること（地方自治法 2 条 8 号）から、東京都が旧建設省事務連絡と異なる事務連絡を定めることも許されるとしている。

<sup>9</sup> 阿部泰隆「行政法解釈学 I」（有斐閣、2008 年）445 頁は、地方公共団体の自治事務に関する法令解釈権限について、「2000 年改革後の自治事務と法定受託事務は地方公共団体の事務で、その執行に当たっては、国法の解釈も必要であり、その権限も与えられていると解される。」としている。

また、事件の背景としては、従前、建築確認は、特定行政庁の建築主事によって行われていたが、1998年の建築基準法改正により民間の指定確認検査機関でも行えるようになったことをあげることができる。

指定確認検査機関による建築確認を導入した1998年の建築基準法改正は、1997年3月24日付けの建築審議会による「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」<sup>10</sup>を受けてなされた。この答申では、建築確認の民間開放の趣旨として、行政側の十分な体制整備を期待することが困難であること、民間による多様なサービスの提供が期待できることがあげられている。

指定確認検査機関の制度の創設について、立法担当者である建設省住宅局建築指導課・市街地建築課監修による「改正建築基準法のポイント」では、「民間においては、建築関係専門技術者の充実を背景に、住宅の性能保証事業の一環として建築計画の審査や施工検査を実施したり、あるいはコンピューター技術・情報通信技術を駆使して柔軟かつ迅速に審査を実施するなど、多様なサービスの提供が可能となっている。このような状況を踏まえ、二一世紀を見据えて官民の役割分担の見直しを行うこととし、建築主においては、民間による多様なサービスの活用の途を開き、自主的な建築物の安全性の確保を促進するとともに、行政においては、違反是正等本来行政でしか行い得ない業務にその能力を集中させることにより、建築規制の実効性の確保を図ることとした。」（下線部、筆者）と述べられている<sup>11</sup>。

この民間の審査機関を設けたことで、行政の事務負担の軽減が図られ、中間検査、完了検査などの実施率が飛躍的に向上したが、一方で、指定確認検査機関のそれぞれが建築基準法の法解釈を行うことにより、審査機関ごとに異なる法解釈が生じやすくなった。

指定確認検査機関は特定行政庁の監督下において建築確認業務を行っているから指定確認検査機関は特定行政庁の法解釈に従って建築確認事務を行わねばならないものであるが（最判2005年6月24日<sup>12</sup>）、全国的に活動する指定確認検査機関にとって、個々の特定行政庁の個別の法解釈の相違を全て把握することはほとんど不可能であり、指定確認検査機関が特定行政庁の解釈と異なった解釈で建築確認を行うことが多々あるものと思われる。

このような背景から、建築確認の際の建築基準法の解釈については、特定行政庁が異な

<sup>10</sup> 建築審議会答申「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」（1997年3月24日）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/info\\_19970324\\_0.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/info_19970324_0.html)

<sup>11</sup> 建設省住宅局建築指導課・市街地建築課監修「改正建築基準法のポイント」14頁（株式会社ぎょうせい、1998年）

<sup>12</sup> 最判2005年6月24日（判例時報1904号69頁）が「法は建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについての確認に関する事務を地方公共団体の事務とする前提に立った上で、指定確認検査機関をして、上記の確認に関する事務を特定行政庁の監督下において行わせることとしたということができる」（下線部、筆者）とし、「指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認する権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体であると解するのが相当である。」（下線部、筆者）としていることから、指定確認検査機関は地方公共団体に属する特定行政庁の法解釈のもとで建築確認を行うものと考えられる。

った解釈をすることが認められているだけでなく、指定確認検査機関が特定行政庁の解釈を知らないで建築基準法の解釈を行い、建築確認を行うため、指定確認検査機関が法解釈を誤る事例が生じていると推測される。

そして、特定行政庁が指定確認検査機関の建築確認における法解釈の誤りに気付いた場合、特定行政庁が建築主及び指定確認検査機関に建築基準法への不適合通知（建築基準法 6 条の 2 第 11 項）が出し建築確認を失効させる例や、建築審査会が建築確認を取り消し建築工事が中断する例が出てきている。

以下、指定確認検査機関が法解釈を誤り、建築確認が取り消された事案について、東京地判 2015 年 6 月 19 日の規律で指定確認検査機関の責任の有無を判断することに関し、①先行する裁判例との整合性の観点、②予見可能性に基づく結果回避義務違反の有無の観点、③法と経済学の観点から考察する。

### 3 指定確認検査機関が法解釈を誤った場合の損害負担ルール

#### (1) 先行する裁判例からの考察

指定確認検査機関の担当者が法解釈を誤った場合の過失の有無に関し、参考となるものとして、最判 1971 年 6 月 24 日<sup>13</sup>、最判 2004 年 1 月 15 日<sup>14</sup>、東京地判 1977 年 4 月 22 日<sup>15</sup>及びこの控訴審判決である東京高判 1979 年 9 月 27 日<sup>16</sup>がある。以下、これらについて述べる。

まず、最判 1971 年 6 月 24 日は、未登記立木の差し押さえの方法に関し、債権執行に準じ立木を伐採する権利の差し押さえによるべきものとし、有体動産としての立木の差し押さえによる方法を違法と判断したが、「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取り扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当としこれに立脚して公務を執行したときは、のちにその執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があったものとする事は相当でない。」（下線部、筆者）とし、有体動産としての立木の差し押さえをした執行吏に過失はないとした<sup>17</sup>。

次に、最判 2004 年 1 月 15 日は、在留資格を有しない外国人である X が横浜市 of 区長に対し国民健康法に基づき国民健康保険の被保険者証の交付を請求したところ、同法 5 条の「住所を有する者」に該当しないとして被保険者証の交付をしない処分を受けたため、区

<sup>13</sup> 最判 1981 年 6 月 24 日民集 25 卷 4 号 574 頁

<sup>14</sup> 最判 2004 年 1 月 15 日民集 58 卷 1 号 26 頁

<sup>15</sup> 東京地判 1977 年 4 月 22 日下級裁判所民事裁判例集 28 卷 1~4 号 412 頁、判例時報 873 号 70 頁

<sup>16</sup> 東京高判 1979 年 9 月 27 日判例時報 939 号 26 頁、判例タイムズ 403 号 97 頁

<sup>17</sup> 政策研究大学院大学福井秀夫教授は、本最判は裁判所の実務上の取り扱いが分かれる場合において違法な取り扱いをした執行吏に過失がないとしたものであり、行政庁の解釈が分かれる場合にまで射程が及ぶものではないとする。そして、同氏は、誤った行政解釈に基づく違法な行政処分により私人が損害を被った場合において私人が提起した国家賠償請求訴訟で行政の過失が認められないとすると、私人の活動における取引費用が著しく高いものとなり資源配分が歪められるとし、本来、誤った行政解釈に基づく違法な処分により損害が生じた場合、当該処分をした行政に無過失責任を負わすべきであるとする（福井秀夫氏より直接聴取）。

長が依拠した同法 5 条の解釈通達を出した国に対し国家賠償請求をした事案である。判決は、被保険者証を交付しなかった処分には違法があるものの、「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取り扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当としこれに立脚して公務を執行したときは、のちにその執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があったものとするは相当でない。」とした最判 1981 年 6 月 24 日を引用し、横浜市の担当者に過失があったとはいえないとした。

次に、建築確認にかかる法解釈の誤り事案の裁判例である東京地判 1977 年 4 月 22 日及びこの控訴審判決である東京高判 1979 年 9 月 27 日は以下のとおりである。

X は、1972 年 2 月 18 日、建築主事 A に対し建築確認申請をしたが、建築主事 A は X の建築確認申請の対象となる土地が隣地の共同住宅の建物が存在する敷地の一部を含んだものであったので、仮にこの建築確認申請に対して建築確認を行うと敷地の二重使用を認め、既に建った隣地の共同住宅の建物が容積率、建ぺい率等の建築基準法に違反することになるとして、1972 年 4 月 18 日、当該建築確認申請が建築基準法 6 条 4 項に適合しない旨の通知を行い（以下、「本件処分」という。）、建築確認を行わなかった。

しかし、X は、1972 年 5 月 15 日、本件処分の取り消しを求めて東京都建築審査会に審査請求を行い、東京都建築審査会は、1974 年 8 月 8 日、確認申請に係る建築物が建築されることによって隣地の共同住宅が違法建築物となるものではないとして本件処分を取り消す裁決をした。

その後、X は、建築主事 A の法解釈は、建築確認申請においては敷地単位で建築基準法適合性を判断すべきであるという原則の解釈を誤ったものであるとして、建築主事 A が属する東京都中野区 Y に対して国家賠償請求訴訟を提起した。

判決は、建築確認の審査は当該建築確認申請に係る建築物の敷地を単位として審査されるべきであり、敷地単位でみた場合、建築確認申請は法令に適合していたのであるから、建築主事 A による本件処分は違法であるとした。

そのうえで、判決は、建築主事 A に故意又は過失があったかに関し、「公務員が職務上通常要求される法律的知識、経験法則に基づいて争いある解釈のうちの一つの解釈に従ったときは、その解釈が十分な合理性を有するものである限り、後にそれが裁判所に採用されず違法な処分であるとされたとしても、公務員に処分の違法性について認識又はその可能性があったということとはできないから、故意または過失はないというべき」（下線部、筆者）とした。そして、本件に関し、建築確認にあたり敷地の二重使用が認められるか否かについては肯定的見解と否定的見解があること、確定した判例、学説がないこと、建築主事 A は上級庁である東京都首都整備局建築指導部に照会したが、同部内においても肯定、否定の両様の意見に分かれたこと等を認定し、建築主事 A に故意又は過失はなかったとした。

そして、控訴審判決は、さらに、建築確認申請に係る計画を容認することが国民の生命、健康、財産の保護を図るという建築基準法の目的に著しく違背する場合、建築基準法に不

適合との決定をすることは国家賠償法 1 条の違法な公権力の行使とならないとし、本件においても、本件処分が違法な公権力の行使と断ずることはできないとした。そのうえで、仮に違法な公権力の行使に当たるとしても、「ある事項に関する法解釈において、公務員がそのうちの一方の見解をとり、その見解に立脚して公務を執行したが、後になってその執行が裁判により違法であると判断されたとしても、これをもって直ちに公務員に故意又は過失があったものと認めるのが相当ではないことは、すでに判例<sup>18</sup>の示すところ」(下線部、筆者)として、建築主事 A の故意又は過失を否定した。

指定確認検査機関から建築確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該建築確認は建築主事による建築確認と、当該確認済証は建築主事により交付された確認済証とみなされる(建築基準法 6 条の 2 第 1 項)。そうであれば、指定確認検査機関の担当者が法解釈を誤った場合の責任は、建築主事という公務員が法解釈を誤った場合の責任と同じく考えることができる。

そうすると、指定確認検査機関が法解釈を誤った事案である東京地判 2015 年 6 月 19 日においても、上記の判例及び裁判例と同様、複数の解釈がありうる場合において、そのいずれかの解釈に従って公務を執行した以上、指定確認検査機関には過失がないとされそうである。

もつとも、2 (2) で述べたとおり、指定確認検査機関は、特定行政庁の監督下において特定行政庁の法解釈により建築確認事務を行っている。

そして、建築基準法 77 条の 32 第 1 項は、「指定確認検査機関は、確認検査の適正な実施のため必要な事項について、特定行政庁に照会することができる。この場合において、当該特定行政庁は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。」(下線部、筆者)と規定しており、指定確認検査機関は、複数の法解釈のうちどの解釈によるべきか判断がつかない場合、特定行政庁に照会をすることができる。

そうであれば、指定確認検査機関は、複数の解釈のうちいずれの解釈によるべきか判断がつかない場合において、いずれかの解釈によればそれによいというものではなく、特定行政庁に照会する義務があると考えべきである。

東京地判 2015 年 6 月 19 日は、指定確認検査機関は、建築基準関係規定の解釈等について明確に判断できない場合は、特定行政庁への照会を行うなどして、当該建築計画が建築基準関係規定に適合するか否かについて判断する債務を負うとした。

この判断は、公務員は、複数の解釈がありうる場合、いずれかの解釈によればよいとしたものではなく、どの解釈に従ったらよいかわからない場合、特定行政庁に照会を行う義務があり、照会しない場合、過失ありとされる可能性がある点で、上記の判例及び裁判例と異なっているが、指定確認検査機関が特定行政庁の解釈に基づき建築確認を行う以上、

<sup>18</sup> 最高裁 1969 年 2 月 18 日第三小法廷判決、裁集民 94 号 333 頁、同庁 1981 年 6 月 24 日第一小法廷判決、民集 25 卷 4 号 574 頁

この結論は先行する判例や裁判例と整合する。

## (2) 結果発生の見込み可能性、結果回避義務違反の観点からの考察

過失とは、結果発生の見込み可能性を前提とした結果回避義務違反であるといわれる<sup>19</sup>。

そこで、解釈が分かれる場合に、解釈の誤りの見込み可能性があるか、解釈の誤りを回避するための行為義務たる結果回避義務があるかの観点から指定確認機関がどのような場合に責任を負うかについて考えてみる。

この点、指定確認検査機関は特定行政庁の監督下において建築確認を行っているから、仮に指定確認検査機関が建築基準法の法解釈に疑問をもったなら、建築確認を行う特定行政庁に解釈を尋ねることで建築基準法の解釈の誤りによる違法な建築確認を防ぐことができる。この場合、指定確認検査機関は、法解釈の誤りの見込み可能性を前提に、特定行政庁に解釈を尋ねることで解釈の誤りを回避できる。

そうすると、指定確認検査機関は、ある条項に複数の解釈がある場合において、特定行政庁の解釈がどちらの解釈によっているか不明な場合、特定行政庁に照会する義務があることになる。

そうだとすると、東京地判 2015 年 6 月 19 日が、法解釈に関し明確な判断ができない場合に特定行政庁に照会を行う義務があるとしたことは適切な判断であったといえることができる。

## (3) 法と経済学の観点からの考察

ガイド・カラブレイジによる損害負担のルールでは、社会的費用は、損害の予防費用、損害が発生した場合の事故費用（事故発生確率×事故損害）の和であるとし、損害の負担者を誰にするか、加害者にどの程度の注意義務が求められるかは、社会的費用を最小化の観点から定められるとする<sup>20</sup>。

$$\text{社会的費用} = \text{予防費用} + \text{事故費用} = \text{予防費用} + \text{事故発生確率} \times \text{損害}$$

そして、同ルールは、社会的費用が最小である者（これを最安価損害回避者という。）に損害を負担させるべきであり、要求される注意義務のレベルは社会的費用最小化の観点から設定すべきとする。

下の図 2 で、予防水準を上げると、それだけ予防費用が増えるが、予防水準を上げただけ事故費用は減少する。そうすると、予防費用が増えると事故費用は減少するから、両者の和である社会的費用には最低のポイントがある。ここで、加害者が社会的費用を最小化

<sup>19</sup> 内田貴「民法Ⅱ 債権各論」（東京大学出版会、第 3 版、2013）年 337 頁は、過失とは心理状態（主観的過失）ではなく、すべきでない行為をしたという行為義務違反であり、損害の発生は見込み可能であり、それを回避すべき行為義務があったにもかかわらずそれを怠ったこと（客観的過失）であるとしている。

<sup>20</sup> 正確には、カラブレイジはこれに運用費用を足したものが社会的費用であるとするが、ここでは議論を単純化するために運用費用は省いて考える。

する X の水準以下の注意しか払わない時に事故が発生した場合、その加害者は損害賠償責任を負うことにすると、その加害者は X のレベルの注意義務を払うことになるから、これにより社会的費用の最小化、ひいては、効率的資源配分の実現を期待できる<sup>21</sup>。

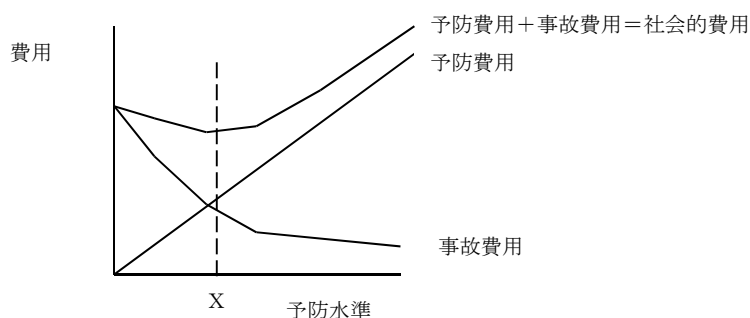


図2 社会的費用を最小化する予防水準

以下、この損害負担のルールに基づき、指定確認検査機関が法解釈を誤った事案において、(i) 誰が損害を負担すべきか、(ii) 過失責任ルールとすべきか、あるいは、無過失責任ルールとすべきか、(iii) 過失責任ルールの場合、加害者にどの程度の注意義務を課すべきか、について検討する。

まず、(i) 誰が損害を負担すべきかについては、誰に損害を負担させればより安い予防費用により事故費用を低減させることができるか(最安価損害回避者が誰か)が問われる。

この点、損害回避者としては、マンション開発業者である建築主、建築主が依頼した設計者、建築確認申請の図面を審査する指定確認検査機関、建築基準法の解釈を行う特定行政庁が考えられる。

そのうち、マンションの開発業者である建築主は、適切な設計事務所を選択し、設計事務所に対し、法令の解釈が分かれる場合に法令上認められ得る延床面積ぎりぎりの設計をするのではなく、法令上確実に認められる範囲の設計をするよう指示することで法解釈の誤りによる建築確認の取消を防ぐことができる。

次に、建築主が依頼した設計者は、建築士の資格を有しており、建築基準法の解釈の専門家である。そうであるから、特定行政庁に法解釈を照会してでも解釈の適法性を確保する義務を負っているといえることができる。

次に、指定確認検査機関は、建築基準法の解釈という点では設計者以上に専門家である。また、特定行政庁による建築基準法の解釈のもとで建築基準法の解釈を行う建築確認を行

<sup>21</sup> ロバート・D・クーター、トーマス・S・ユーエン「法と経済学」(商事法務研究会、1997年)354頁は、社会的費用を最小化する予防水準を下回る注意義務しか払わなかった加害者に損害賠償責任を負わせるべきであるとする。



う義務を負っており、建築基準法 77 条の 32 第 1 項に基づき特定行政庁に対し法解釈を照会する権限も有している。そうすると、指定確認検査機関は安価に損害を回避できる者といえることができる。

次に、特定行政庁は、管内における建築基準法の解釈を行う権限を有する者である。しかしながら、特定行政庁は、指定確認検査機関に申請された個別の建築計画について建築確認審査を行うものではないので、指定確認検査機関に申請された建築確認審査の際に法解釈を行い、損害を回避できる立場にはない。

以上からすると、設計者と指定確認検査機関は安価に損害を回避できる者であるとともに、建築主も設計者に対し法令ぎりぎりの設計を指示するのではなく法令上確実に認められる範囲の設計をするよう指示することで法解釈の誤りを回避することができる。

そして、この三者の中では、指定確認検査機関が建築基準法に基づく確認審査の専門機関であり、特定行政庁に対する法令の照会権限も有していることから（建築基準法 77 条の 32 第 1 項）、指定確認検査機関が最も安価に損害を回避できると言える。

次に、(ii) 過失責任ルールとすべきか、それとも、無過失責任ルールとすべきかについては、指定確認検査機関の他に誰が損害を回避できるかを検討する必要がある。

損害の予防が加害者に一方的に依存する場合を予防の一方性、損害の予防が加害者、被害者の予防行為に依存する場合を予防の双方性という。

予防の双方性の場合、加害者のみならず、被害者も損害を回避することができるが、加害者 1 人に無過失責任を負わせると、被害者による損害回避が行われなくなる。そのため、予防の双方性の場合、過失責任とし、被害者も損害を負担する余地を設けるのが望ましい。これに対し、予防の一方性の場合、加害者だけが損害を回避することができ、被害者は損害を回避できないから、加害者に無過失責任ルールを適用しても問題ない。

これに加え、英米法では、寄与過失 (Contributory Negligence) の抗弁を認める無過失責任という責任負担ルールがある<sup>22</sup>。この責任ルールは、被害者の注意水準が相当の注意に満たなければ、被害者は損害に寄与する過失がある (contributorily negligent) とされ、自ら損害を負担しなければならないが、被害者の注意水準が相当の注意の水準に達しているときには、加害者が事故の損害を負担するルールである。このルールの場合、被害者は寄与過失を認められて損害を負担させられることを避けるために相当の注意を払うので、予防の双方性の場合であっても、加害者、被害者の双方による損害の回避を期待できる。

以上からすると、予防の双方性の場合には過失責任ルールや寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールが望ましく、予防の一方性の場合には無過失責任ルールを採用してよいことになる。

さらに、過失責任ルールと寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールの比較では、過失責任ルールの場合、加害者が相当の注意を払う限りにおいて自らの責任を免れることから、加害者の活動水準が過剰になるがちとなるのに対し、寄与過失の抗弁を認める無過失責任

<sup>22</sup> スティーブン・シャベル「法と経済学」(日本経済新聞出版社、第 1 版、2010 年) 210 頁、217 頁。

ルールの場合、被害者が相当の注意を払う限りにおいて自らの損害負担を免れるから、被害者の活動水準が過剰になりがちとなるという相違がある。そこで、加害者の活動水準を制御する必要があるときには寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールが望ましく、被害者の活動水準を制御する必要があるときには過失責任ルールが望ましい。具体的には、加害者の活動が危険を伴う活動であるときには寄与過失抗弁を認める過失責任ルールが望ましく、加害者の活動がさほど危険を伴うものでないときは過失責任ルールで問題ない<sup>23</sup>。

また、過失責任ルールと寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールの比較では、過失責任ルールの場合、加害者が相当の注意を払う限りにおいて被害者が損害を負担するから、被害者がリスク回避的な場合、この制度は被害者が活動水準を低下させ望ましくない。この意味で、過失責任ルールは、被害者がリスク中立的な場合に採用すべきである。一方、寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールの場合、被害者が相当の注意を払う限りにおいて加害者が損害を負担するから、加害者がリスク回避的な場合、この制度は加害者が活動水準を低下させ望ましくない。この意味で、寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールは、加害者がリスク中立的な場合に採用すべきである<sup>24</sup>。

指定確認検査機関による法解釈の誤り事案の場合、設計者、建築主も損害の回避をすることができる。被害者である建築主も損害の回避をできるから予防の双方性の場合といえ、被害者も損害負担の余地がある過失責任ルールまたは寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールが望ましい。

そして、加害者である指定確認検査機関と被害者である建築主のどちらの活動水準を制御する必要があるかについて鑑みるに、指定確認検査機関による確認申請の審査業務は計画の法令適合性のチェック業務であり特段危険な活動とはいえないこと、確認審査業務は確認申請を受けて審査する受け身の立場であるから活動水準の制御になじみにくいこと、被害者である建築主の活動は、マンションを建てることには様々なリスクを伴い、ひとたびリスクが顕在化すると多くのマンション住民の生活に影響を与える点で（建物の瑕疵が発覚した場合における住民による補修工事の受忍、仮住まいへの引っ越し等）、活動水準を制御する必要があると考えられることを考慮すると、被害者である建築主の活動水準を制御する必要がより大きいといえる。

また、被害者と加害者のどちらがリスク中立的かについて鑑みるに、マンション開発業者である建築主は、マンション開発事業、販売事業を行い大きな収益を上げているため、建物の補修費用等の損害が発生した場合でも損害額は収益に比してさほど大きなものとはならないのに対し、指定確認検査機関は、確認申請のあった建築計画を数万円から数十万円程度低額の審査料で数多くの件数審査する活動をしているが、ひとたび損害が発生するとその損害額は審査料の数百倍を超え得る点で、被害者たる建築主がよりリスク中立的と

<sup>23</sup> シャベル 230 乃至 236 頁。

<sup>24</sup> シャベル 293 乃至 305 頁。

いえる<sup>25</sup> 26。

以上から、指定確認検査機関による法解釈の誤り事案の場合、被害者の活動水準を制御する必要があり、被害者の方がリスク中立的であると考えられることから、寄与過失の抗弁を認める無過失責任ルールと過失責任ルールでは、被害者がリスク負担をする過失責任ルールが望ましい。

次に、(iii) 指定確認検査機関にどのような注意義務違反があった場合に過失があると認められるべきか。

予防費用と事故費用の和を最小にして社会的費用を最小限とする観点からすると、最初、ほんの少し予防費用を増加しただけで事故費用は大幅に下がり、両者の和である社会的費用が減少するが、ある程度以上注意水準が上がると、予防費用が増加する割に事故費用は減少せず、その和となる社会的費用は予防費用の増加により却って増加することになる。

そこで、予防費用と事故費用の和である社会的費用が最低のポイントに注意水準を設定することになる。

指定確認検査機関の法解釈の誤り事案について考えてみると、指定確認検査機関がある条項について複数の解釈があることを認識し、当該特定行政庁でそのどちらの解釈によっているか不明である場合、指定確認検査機関は、容易に（少ない予防費用にて）当該特定行政庁に対しどちらの解釈によっているかを照会し、事故費用を低下できる。この場合、指定確認検査機関が特定行政庁に照会をしなかったなら、過失ありとされることになろう。

一方、指定確認検査機関がある条項について複数の解釈があることを認識したが、当該特定行政庁でそのうちの特定の解釈によっていると考えることがしかるべき場合、指定確認検査機関がこのような場合についてまで特定行政庁に対し照会しなければならないとすると、指定確認検査機関は、複数の法解釈がありうる場合の全てについて特定行政庁に照会をしなければならなくなり、予防費用が莫大となる割には事故が減少しない事態となる。このような場合についてまで指定確認検査機関に特定行政庁への照会義務を課すと、予防費用+事故費用で算定される社会的費用は非常に大きくなってしまうから、このような場合には照会義務はない、すなわち、過失はないとすべきであろう。

#### (4) 小括

以上、①先行する判例との整合性の観点、②結果回避義務違反の観点、③法と経済学の観点から、指定確認検査機関は、どのような場合に責任を負うべきかについて考察したが、指定確認検査機関は、ある条項に複数の解釈がある場合において、特定行政庁の解釈がどちらの解釈によっているか不明な場合、特定行政庁に照会する義務があり、照会を怠った場合、過失があるものと考えられる。

<sup>25</sup> シャベル 295 頁は、ある者の資産に対し損害が大きい可能性が高い場合、その者はリスク回避的になるのに対し、ある者の資産に対し損害が小さい可能性が高い場合、その者はリスク中立的になるとする。

<sup>26</sup> 指定確認検査機関が法解釈を誤った場合の建築主向けの損害保険はない反面、指定確認検査機関向けの賠償保険はかなり普及している。もっとも、指定確認検査機関向けの保険には限度額があり、賠償額が限度額を超えることも考えられることからすると、やはり指定確認検査機関の方がリスク回避的と思われる。

そうすると、東京地判 2015 年 6 月 19 日が、指定確認検査機関は、建築基準関係規定の解釈を明確に判断できない場合は特定行政庁への照会を行うなどして当該建築計画が建築基準関係規定に適合するか否かについて判断する債務を負うとした点は適切な判断であったといえることができる。

#### 4 東京地判 2015 年 6 月 19 日の事案における過失の有無

もっとも、東京地判 2015 年 6 月 19 日は、特定行政庁である世田谷区が東京都事務連絡によっていると考えることには合理的な理由があったとして、当該事案において、指定確認検査機関が世田谷区に照会を行う義務まではないとした。

しかし、東京地判 2015 年 6 月 19 日の事案が特定行政庁への照会を要さないほど特定行政庁の法解釈が明確であった事案といえるかは疑問である。

本件の事案における建築確認の審査過程は以下のとおりである。

- ・原告は 2009 年 10 月 18 日に被告に対し確認申請を行った。
- ・被告は確認申請を受けた後、被告が道路敷地関係調査票を世田谷区に提出したところ、世田谷区より旧建設省事務連絡に適合しないのではないかとの指摘があり、世田谷区より、被告に対し、確認審査報告書のチェックリスト備考欄にこの点に関する被告のコメントを記入されたいとの指示がなされた。
- ・しかしながら、被告は旧建設省事務連絡を適用しない旨の東京都事務連絡が発出されていること、世田谷区消防署からも消防同意を得ていたこと、世田谷区も旧建設省事務連絡との不適合を指摘しただけであったことから、東京都事務連絡を適用することは特定行政庁である世田谷区も了解していると考え、本件代替進入口は令 126 条の 6 第 2 号に適合しているとの判断を変更しなかった。
- ・被告は 2009 年 11 月 8 日に建築確認処分を行った。
- ・被告は、同日、世田谷区に対し、東京都事務連絡を参考としたこと、道から代替進入口まで 20m を超えてはいるが、代替進入口は計画建物において道路から最も近い部位に設けられ、敷地内通路 (2m) に面していることを評価したこと等を記載した確認審査報告書を提出した。これに対し、世田谷区からは本件建築計画が建築基準関係規定に適合しないと認める旨の通知を受けなかったため、被告は、世田谷区は被告の見解を相当と判断したものと理解した。
- ・世田谷区は、当時、同区においては東京都事務連絡を採用しない旨の公表はしてなかった。

以上の経緯をみると、被告は、世田谷区より旧建設省事務連絡に適合しないのではないかとの指摘を受けており、被告は旧建設省事務連絡、東京都事務連絡の両方が存在することを理解していたといえる。

そして、被告は、世田谷区が旧建設省事務連絡による解釈を行っているか、東京都事務連絡による解釈によっているかについて明確な判断をできないまま、東京都事務連絡をもとに法解釈を行い、建築確認を行っている。

そうだとすると、本件の場合、世田谷区がどちらの解釈によっているか明確に判断ができない場合であるから、被告たる指定確認検査機関は世田谷区に対し建築基準法 77 条の 32 第 1 項に基づき世田谷区の解釈を照会すべきであったといえ、そのような照会を怠った被告指定確認検査機関には過失があったというべきである。

## 5 「法解釈を誤った事案」から導かれる今後の課題と制度改善策

### (1) 法解釈の誤りを防ぐための方策

3において、指定確認検査機関は、ある条項に複数の解釈がある場合において、特定行政庁の解釈がどちらの解釈によっているか不明な場合、特定行政庁に照会する義務があり、照会を怠った場合、過失があるものと考えられることを述べた。

もっとも、指定確認検査機関にとって特定の条項の解釈が複数存在することすらわからない場合、指定確認検査機関が特定行政庁に照会を行う契機がなく、指定確認検査機関には結果回避可能性がないとされる余地がないわけではない。

また、仮に指定確認検査機関に過失があり指定確認検査機関が損害賠償責任を負う場合でも、建築確認の取り消しによりいったんは建築主に建物の是正費用等の損害が生じる。この場合、建築主は、損害の填補を求めて損害賠償請求訴訟を提起しなければならないし、損害賠償請求で建築主に生じた損害が全て填補されるわけでもない。

そうすると、指定確認検査機関の解釈の誤りによる建築確認の取り消しを防ぐことが望ましいことは言うまでもない。そして、指定確認検査機関の法解釈の誤りを防ぐためには国や各特定行政庁の解釈が明示的に統一されていることが望ましい。

### (2) 建築確認が自治事務であることとの関係

もっとも、2000年の地方分権一括法では建築確認事務は自治事務とされ、特定行政庁に建築基準法の解釈権があるとされているから、国、各特定行政庁間で解釈が異なることは肯定されると思われる。東京地判 2015 年 6 月 19 日も、建築確認の事務は自治事務に該当するとし、建築主事が建築基準関係規定の適合性を判断するに際し、当該地方公共団体の地域的特性や地域事情に応じた解釈をすることも建築基準関係法規の趣旨、目的を逸脱しない限りであれば一概に否定されないとし、東京都が旧建設省事務連絡と異なる東京都事務連絡を定めることも許されないとはいえないとしている。

この点、2000年の地方分権一括法により、建築確認事務は、国の機関委任事務から地方公共団体の自治事務とされ、特定行政庁に建築基準法の解釈権限が与えられた。そのため、国と特定行政庁との建築基準法の解釈が異なることが容認されていることは確かである。

しかし、地方分権一括法に向け地方分権推進委員会が 1996 年に提出した中間報告<sup>27</sup>が個性豊かな地域社会の形成のために地方分権を推進すると述べているように、地方分権一括法は地方公共団体が個性豊かな地域社会形成のために個別に法律の解釈を行うことを認めるものである。同法が個性豊かな地域社会の形成とは全く関係なしに特定の条項の解釈が地域ごとにまちまちとなることまで認めるものとは考えにくい。

施行令 126 条の 6 第 2 項は避難の安全、消防活動の円滑のための規定であり、何ら個性ある地域社会の形成とは関係ない規定である。

そうであるなら、地方分権一括法により各特定行政庁が法令の解釈権を持つことになったといっても、地方分権一括法がこのような点についてまでまちまちの解釈を認めるものとは解しにくい。

同じ幅、同じ距離の敷地内通路がある場合において、消防車の迅速な接車のために要する時間や人が逃げるための時間は全国どこでも変わらない。地方分権一括法を前提としても、建築基準法施行令 126 条の 6 の解釈に関し、国の解釈と特定行政庁の解釈が異なることの合理性はない。

そうだとすると、建築確認が自治事務であることを前提としても、地域の特性と無関係の条項については、国や各特定行政庁の間の解釈が統一されていることが望ましい。

### (3) 政令、省令による解釈の統一

自治事務を前提とすると、国からの通達により解釈の統一を考えることはできない。

国の解釈と特定行政庁の解釈を統一していくためには、政令、省令、告示などに明示することで解釈の統一を図っていくことになる。この場合、指定確認検査機関は、政省令、告示をもとに解釈を行い個別の建築計画の建築確認審査を行うことになるから、指定確認検査機関による解釈の誤りは減ると思われる。

## 6 まとめ

本稿では、まず、指定確認検査機関の建築確認の誤り事案には、事実の見落とし事案と法解釈の誤り事案があることを述べた。

次に、指定確認検査機関の法解釈の誤り事案である東京地判 2015 年 6 月 19 日をもとに、指定確認機関はどのような場合に責任を負担すべきかについて、①先行する裁判例との整合の観点、②予見可能性に基づく結果回避義務違反の有無の観点、③法と経済学の観点から考察し、同裁判例が指定確認検査機関は確認審査を行うに際し建築基準法の解釈について明確に判断できない場合において特定行政庁への照会義務があると判断したことは適切であることを述べた。

次に、東京地判 2015 年 6 月 19 日の事案の場合、指定確認検査機関が建築基準法の特定

<sup>27</sup> 地方分権推進委員会中間報告 (1996 年 3 月 29 日)

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8313852/www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/middle/index.html>

条項に関する特定行政庁の解釈について明確に判断できない場合であり、指定確認検査機関は特定行政庁に照会すべきであったこと、にもかかわらず、指定確認検査機関は照会を怠っており、指定確認検査機関の過失が認定されるべき事案であったことを述べた。

次に、建築確認の取り消しにより建築主に不足の損害が生ずる可能性をなくしていくためには、国、各特定行政庁の解釈の統一を図るため建築基準法の解釈の部分を政令、省令、告示レベルに明示していくことが望ましいことを述べた。

以上

**参照判例****—最高裁判例**

最判 1981 年 6 月 24 日民集 25 卷 4 号 574 頁

最判 2004 年 1 月 15 日民集 58 卷 1 号 26 頁

最判 2005 年 6 月 24 日裁判集民 217 号 277 頁、裁時 1390 号 8 頁、裁判所ウェブサイト、判例タイムズ 1187 号 150 頁、判例時報 1904 号 69 頁

最判 2013 年 3 月 26 日裁判所ウェブサイト、裁判所時報 1576 号 8 頁、最高裁判所裁判集民事 243 号 101 頁

**—高裁判例**

東京高判 1979 年 9 月 27 日判例時報 939 号 26 頁、判例タイムズ 403 号 97 頁

東京高判 2009 年 1 月 14 日裁判所ウェブサイト、ウエストロー・ジャパン文献番号 2009WLJPCA01149002

**—地裁判例**

東京地判 1977 年 4 月 22 日下級裁判所民事裁判例集 28 卷 1~4 号 412 頁、判例時報 873 号 70 頁

横浜地判 2012 年 1 月 31 日判例時報 2146 号 91 頁、判例タイムズ 1389 号 155 頁

静岡地判 2012 年 12 月 7 日判例時報 2173 号 62 頁

さいたま地判 2014 年 3 月 19 日判例時報 2229 号 3 頁

東京地判 2015 年 6 月 19 日判例タイムズ 1422 号 317 頁

**参考文献**

阿部泰隆「行政法解釈学 I」(有斐閣、2008 年)

碓井光明「都市行政法精義 II」(信山社出版、初版第 1 版、2014 年)

内田貴「民法 II 債権各論」(東京大学出版会、第 3 版、2013 年)

建築審議会答申「二十一世紀を展望し、経済社会の変化に対応した新たな建築行政の在り方に関する答申」(1997 年 3 月 24 日)

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/info\\_19970324\\_0.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/info_19970324_0.html)

スティーブ・シャベル「法と経済学」(日本経済新聞出版社、第 1 版、2010 年)

地方分権推進委員会中間報告(1996 年 3 月 29 日)

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8313852/www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/middle/index.html>

福井秀夫「ケースからはじめよう 法と経済学 法の隠れた機能を知る」(日本評論社、2007



年)

ロバート・D・クーター、トーマス・S・ユーエン「法と経済学」(商事法務研究会、1997年)

Remedy to malfunctioning building certification system judging from error cases of the law interpretation

Yu Tomita

Attorney at law 、 TMI LAW OFFICE

**Abstract:**

In late years、 in building certification examination、 there are some cases that the law interpretation of a private examination organization includes errors. By analyzing these cases、 it was found out that in many cases、 a private examination organization and a building designer are irresponsible for the misinterpretation、 therefore building owners have to take risks、 and the system to let a private examination organization under the control of a local government is necessary in order not to invalid building permissions easily.

**Key words:**

Building permission、 Mistake、 Misinterpretation of law

**消費者政策と資源管理問題\***  
—海のエコラベルのコンジョイント分析—

行本 雅

青森公立大学

村上 佳世

日本学術振興会特別研究員 RPD

丸山 達也

国民生活センター

## 要旨

本論文では、共有資源管理において、制度設計の失敗により、生産者間の協調が失敗しており政府の直接規制も機能していない場合に、消費者に働きかける政策の有効性について検討する。主要な結論は、論理構造を理解できるように消費者に情報を伝えると、ある程度将来世代に配慮した意思決定がなされた。こうした人たちが十分に多ければ、認証制度のような消費者政策によって、生産者に協調するインセンティブを与えることが可能である。

キーワード：共有資源管理，消費者政策，世代間衡平性

## 1. はじめに

### 1.1. 研究の背景と目的

本研究では、水産資源管理を目的とした水産エコラベルを取り上げ、消費者を対象とした政策が有用であるか検討する。クロマグロなどの水産資源では、乱獲による資源の枯渇が問題となっている。水産資源は、共有資源（コモンズ）の一種で、資源管理に配慮して乱獲を行わなければ持続的に利用可能だが、個々の漁業者が自らの短期的な利益を追求して乱獲を行うために資源が枯渇する負の外部性の問題、いわゆる「コモンズの悲劇」が起きている<sup>1</sup>。

水産資源管理においては、沿岸部では漁業権が設定されている。すなわち、漁業法第六条は共同漁業権について定めており、地元の漁業協同組合が一定の水面を利用して漁業を営

\* 本研究は、『食品ラベルへの消費者評価に関する研究』、京都大学経済研究所附属先端政策分析研究センター、2011、内閣府経済社会総合研究所委託調査がもととなっている。なお、本研究の内容は筆者らの所属機関および内閣府経済社会総合研究所の見解を示すものではない。

本論文の作成過程において、二名の匿名のレフェリー、秋山学（神戸学院大学）、依田高典（京都大学）、植田和弘（京都大学）、宇佐美誠（京都大学）、浦川邦夫（九州大学）、大床太郎（獨協大学）、大堀秀一（関西大学）、楠見孝（京都大学）、齋藤隆志（明治学院大学）、寶多康弘（南山大学）、成生達彦（同志社大学）、新倉貴士（法政大学）、新山陽子（立命館大学）、長谷川誠（京都大学）、小嶋健太（関西大学）、平野大昌（名古屋市立大学）、松村敏弘（東京大学）、馬奈木俊介（九州大学）、森田玉雪（山梨県立大学）、山鹿久木（関西学院大学）、および CASE 参加の各氏より有益なコメントをいただいた。記して謝する次第である。

<sup>1</sup> 共有資源管理全般について広範にサーベイを行った文献として、Stavins (2011) がある。また、McMillan (2002) は制度設計の観点から水産資源管理における主要な論点を簡明に整理したすぐれた案内である。

む権利を有している。このように、沿岸部で特定の漁協が海域を独占的に管理している場合には資源管理は上手くいく可能性がある。

しかし、沖合などについては、多くの漁業が政府の許可を受けなければ営むことができない許可漁業（漁業法第五十二条，第六十五条，第六十六条）となっており，漁業権漁業のように他の漁業者を排して独占的に営むことはできない。このように漁業者間の競合が生じている場合には，乱獲がなされやすい。また，海域を区切って独占的に管理したとしても，回遊性の高い魚類などでは魚が境界を越えて移動するためやはり外部性の問題が生じる<sup>2</sup>。

このため，許容漁獲量（Total Allowable Catch: TAC）とよばれる漁獲量規制がなされている（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第二条第 2 項，第 6 項，海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第一条）。これには，総量としての漁獲量を制限する方式（オリンピック方式）と，各漁業者に対して漁獲量を割り当てる方式（個別漁獲割当方式）とがある。このうち後者については，法律上の規定は存在するものの（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第十一条），新潟県のホッコクアカエビのえびかご漁業のモデル事業（新潟県新資源管理制度）で用いられるなど一部に限られており，日本では基本的に前者の総量規制がなされている<sup>3</sup>。

しかし，こうした総量規制は以下の理由から不十分なものとなりやすい。まず，水産資源の状態を科学的に評価することは，生態系や環境の影響を考慮しなければならず技術的に難しい。また，資源状態の評価に不確実性がともなうため，漁獲量規制は既存の漁業者の利益が失われることに配慮して現状維持になりやすい。実際，我が国においては，TAC が科学的な知見に基づいた許容漁獲量である生物学的許容漁獲量（Acceptable Biological Catch: ABC）を上回って設定されるケースがしばしば見られる。

さらに，オリンピック方式は，どの漁業者が獲るかについては取り決めがなく，総量が規定に達した時点で漁が打ち切られる制度であり，漁業者にはライバルを出し抜くことに対する強いインセンティブがある。このため漁業者は，より早くより多くの漁獲を得るために激しい競争を行っており，漁船には積極的な投資が行われている。この結果，現在の漁船の漁獲能力は非常に発達している。

しかしながら，このことは資源管理のみならず，効率性の観点からも望ましい結果をもたらさない。例えば，十分に生育するのを待ってから漁獲した方が高い価格で販売できる場合にも，ライバルに先に獲られてしまえばそれまでであるから，生育を待たずに漁獲するのである。あくまでも，ライバルよりも先に獲ることを巡って競争を行っているに過ぎ

<sup>2</sup> Ostrom (1990) は，コモンズの管理が上手くいく条件のひとつとして，境界が明確に定義できることをあげているが，漁業においてはこの条件が満たされにくい。もっとも，沿岸部で回遊性の低い漁業の場合には Ostrom の条件は十分成立しうる。後述する MSC 認証を日本で最初に受けた「京都府機船底曳網漁業連合会のズワイガニ，アカガレイ漁業」などはこうしたケースであると考えられる。詳細については山崎 (2016) を参照のこと。

<sup>3</sup> 日本の漁業制度の詳細については，金田 (2016, 2017)，加瀬 (2016)，小野編著 (2005)，勝川 (2010a, b, 2012, 2016) などを参照のこと。

ず、生産性の向上のために投資が行われているわけではない<sup>4</sup>。

もっとも、オリンピック方式であっても TAC による規制を厳格に行えば、資源の枯渇にはつながらない。しかし、上述のように TAC が ABC を上回る水準で設定されるなど資源管理上機能していない状況下では、総量の上限を設定することでかえって漁業者間の競争をあおり、結果的に外部性の問題をエスカレートさせてしまうのである<sup>5</sup>。

さらに、マグロの場合は資源の分布が公海や複数の国の 200 カイリ経済水域にまたがっており、広い範囲を回遊することがより問題を困難にしてきた。このため、海域ごとに国際的な管理機関を設けて協議が行われている。例えば、大西洋であれば大西洋マグロ類保存委員会 (ICCAT) が TAC を定めて、これを加盟各国が遵守することになっている<sup>6</sup>。しかし、国際的な合意形成は容易ではない。実際、ICCAT の資源管理は機能してきたとは言い難く、地中海のクロマグロは乱獲のために危機的な状況にある<sup>7</sup>。さらに 2014 年には、中西部太平洋マグロ類委員会 (WCPFC) が管理する太平洋クロマグロも国際自然保護連合 (IUCN) から絶滅危惧種に指定されている。

なお、もし乱獲が行われたとしても、市場メカニズムが働くことによって長期的には問題が解決されるのではないかと、という疑問を抱くかもしれない。資源量が減少して漁獲量が減れば、価格の上昇によって需要が減少するために、資源の枯渇には至らないという可能性である。しかし、広域的な外部性が存在するもとの、需要の価格弾力性が十分に小さい場合には、市場メカニズムは資源の枯渇を加速させる結果をもたらさう<sup>8</sup>。価格が上昇しても購入する消費者が十分に存在し、資源量が減少しても生産コストが変化しない場合には、個々の漁業者にとっては漁を中止するインセンティブがないため、市場メカニズムを通じて外部性の問題がエスカレートするのである<sup>9</sup>。

このように、共有資源の管理において生産者による協調が失敗しており、さらに政府による生産者に対する規制も機能していない場合に、消費者が資源管理に対して一定の役割を果たそうとする取り組みの一つに水産エコラベルがある<sup>10</sup>。これまで、資源管理においては生産者に対する規制が主たる政策手段として用いられてきたが、結局のところ最終的に

<sup>4</sup> 資源管理の観点からは、個別漁獲割当方式が優れているのは明らかである。McMillan (2002) や Stavins (2011)、および行本・村上・丸山 (2013) の補論を参照のこと。日本の現状については、勝川 (2010a, b, 2012)、山下 (2012) などを参照のこと。また、漁獲量を個別に割り当てるだけでなく、その譲渡も認める譲渡可能個別割当方式には、漁獲量規制が不十分であるとする環境保護団体などが参加して、漁獲枠を買い取ることも可能であるという特徴がある。この点については Kreps (2004) も参照のこと。

<sup>5</sup> また、各漁業者には、TAC を遵守するインセンティブが存在しない点にも留意されたい。この点は、オリンピック方式と個別漁獲高割当方式との決定的な相違点である。

<sup>6</sup> マグロの資源状態や国際的な枠組みの詳細については、魚住 (2010) を参照のこと。

<sup>7</sup> 国際的な合意形成が困難な場合の代替的な手段として、ピグー税がある。この点については、行本・村上・丸山 (2013) の補論および Stiglitz (2013) を参照のこと。

<sup>8</sup> 広域的な外部性と市場メカニズムについては、Hammond, Kaneko and Wooders (1989)、Kaneko and Wooders (1994) を参照のこと。彼らのモデルは、広域的な外部性と市場メカニズムを統一的に扱うものである。

<sup>9</sup> 嗜好品などはこうしたメカニズムが働きやすい。象牙はこの典型的な例である。大西洋におけるクロマグロやインド洋におけるミナミマグロの乱獲も同様のメカニズムで説明されよう。

<sup>10</sup> 水産エコラベルの詳細については、田村 (2010) を参照のこと。

資源を消費しているのは消費者である。したがって、資源管理問題において、消費者自身が一定の役割を果たすことには意味がある<sup>11</sup>。

さらにいうならば、この問題はすぐれて世代間の衡平性の問題でもある。すなわち、ひとたび資源が枯渇してしまった場合、その回復は容易ではない。現在の世代には、過去の世代から受け継いだ資源を、どのような状態で将来の世代に引き継ぐかについて十分な責任を負う必要がある<sup>12</sup>。この観点からは、現在、資源を消費することで利益を享受している消費者自身が役割を果たすことは、将来世代に対して負うべき責務であるとさえいえよう。

水産エコラベルは複数存在するが、一般的には民間団体などが審査を行い、持続可能な資源管理に取り組んでいる漁業者や水産物を認証し、ラベルの表示を認める制度である。もし、消費者が資源管理に対して一定の価値を見出すなら、このラベルがついている製品に対する支払い意思額が上昇し、資源管理に取り組む生産者に対するインセンティブとして機能しよう。さらに、ラベルのない製品に対して否定的な評価がなされれば、乱獲を行う漁業者に対するペナルティとしての効果もあろう<sup>13, 14</sup>。

もっとも、こうしたラベルによって消費者に働きかける政策は、問題の場を生産者間から消費者の間に移すだけで、本質的な解決につながらない可能性も存在する。すなわち、資源管理に理解を示さない消費者や利己的に振る舞う消費者が十分に多ければ、結局、問題の解決にはならないかもしれない<sup>15</sup>。また、そもそもこうした政策は消費者が実際に選択行動を変化させなければ、有用な政策手段とはなり得ない。

そこで、本研究では、ラベルを通じて消費者に働きかける政策の有効性を実証的に分析することで、資源管理において消費者がどのような役割を果たし得るのかを検討する。このために web 調査を用いて、資源問題についての情報を伝えたとき、消費者の水産エコラベルに対する選択行動がどのように変化するかを分析する。

以下の構成は次の通りである。第 2 節で本研究全体の設計と手法について述べ、第 3 節で

<sup>11</sup> 外部性の問題においては、生産者への直接規制が機能すれば最も効果的である。しかし残念ながら、水産資源管理においては TAC が ABC を上回って設定されるなど、生産者の短期的な利益に配慮した規制がなされているのが現状である。こうした状況下において、消費者自身が役割を果たせないだろうか、というのが本稿の問題意識である。

<sup>12</sup> 世代間の衡平性については、鈴木・吉原 (2000)、鈴木 (2002)、鈴木編 (2006) などを参照のこと。彼らの一連の研究は、Dworkin (1981a,b) の「責任と補償」の原理を出発点とし、世代間衡平性の問題に適用できる枠組みを構成しようとするものである。彼らは、「歴史的経路選択に対する責任」の原理を提唱している。

<sup>13</sup> 欧米では、ウォルマートなど大手小売業者の一部が、今後販売する天然魚をすべて MSC 認証を受けたものに切り替えると発表しており、大きな影響をもたらしたとされる。消費者だけでなく、こうした流通業者も重要なプレイヤーである。

<sup>14</sup> 生産者と消費者の関係は、生産者が先に生産する製品を決定し、消費者がそれを受けて購入するかどうかを決定するステージゲームとして記述される。この状況下ではゲームのエンドのプレイヤーである消費者自身は自らの戦略にコミットできない。したがって、政府や第三者機関などの消費者以外のプレイヤーが消費者に対して働きかけることには意味がある。特に、乱獲を行う業者に対するペナルティとしての効果が重要である。この意味でも生産者に対して影響力を行使しうる流通業者は重要な役割を担っている。

<sup>15</sup> 総量規制が存在しない状況下では、ラベル表示による垂直的差別化の結果、価格の低下したラベルのない製品の生産量が増え、かえって資源問題が悪化する可能性さえ存在する。

本研究に使用するコンジョイント分析について、第 4 節でアンケート調査の設計について説明する。第 5 節で推計結果について述べる。最後に、第 6 節で結果と政策的含意について述べる。

## 2. 研究の設計と手法

本研究では、資源問題が厳しい状況にあるクロマグロを対象として、水産エコラベルのうち普及が進んでいる MSC (Marine Stewardship Council) ラベルを取り上げ、実験的な手法を取り入れた web 調査を用いてコンジョイント分析を行う<sup>16, 17</sup>。このラベルは、民間の非営利団体である海洋管理協議会 (MSC) が認証を行っており、国際的に普及が進んでいる。日本では、まだあまり認知はされていないものの、大手スーパーや生協などで取り扱いが増えてきており、現時点では最も有力な水産エコラベルである。

本研究では、水産エコラベルや資源問題について情報を伝えることで、消費者の選択行動がどのように変化するかを分析する。これによって、資源管理問題において消費者に対して働きかける政策の有用性を検討する。

本研究の特徴は、以下の 3 点である。第 1 点は、消費者に提示した情報が長期的に選択行動に及ぼす影響を分析する。調査中に回答者に情報を提示して選択行動の変化を分析する先行研究の多くは、情報提示直後の影響を分析するにとどまっており、実用性の観点からは疑問がある。そこで本研究では、スクリーニング調査の段階であらかじめ水産エコラベルや資源問題について回答者に情報を提示しておいて、約 24 日後に本調査を行うことで、提示した情報が長期的に選択行動に及ぼす影響を分析する。

第 2 点は、認知心理学のスキーマ理論を踏まえ<sup>18</sup>、資源問題について論理的な構造を理解しなければ解けない課題を課すことを試みる。従来の研究では、単純な情報提示を行うにとどまっているが、認知心理学においては、断片的な知識よりもそれらが構造化されていることを重視する。そこで、こうした課題を課して、提示した情報が構造化された知識として回答者に定着するように促した<sup>19</sup>。

<sup>16</sup> 本研究のような消費者を対象とした研究は、市場における均衡との関係がよくわからないものの、消費者の選択行動の変化について検証するには適している。また、実験的な手法を取り入れた web 調査を用いてコンジョイント分析を行った先行研究として、行本・丸山・村上・林 (2012)、村上・丸山・林・行本 (2013) がある。web 調査を用いるのは、実験室のような厳密な統制は出来ないものの、政策上の効果を検証するために実際の購買層を対象にできるためである。なお、本研究の MSC ラベルは、味などの品質と異なり消費者が購入後にフィードバックを観察できないため、繰り返し実験は適さない。

<sup>17</sup> 水産エコラベルについて、web 調査に基づいたコンジョイント分析を行った先行研究として、森田・馬奈木 (2010) がある。彼らは、資源の枯渇について国際機関や学術誌の情報を提供することで、こうした情報源の相違による影響を分析している。

<sup>18</sup> 認知心理学におけるスキーマの考え方については、Thagard (1996)、高野 (1995) などを、消費者行動研究への応用については、新倉 (2005) などを参照のこと。

<sup>19</sup> 本論文では、スクリーニング調査でなにも情報を提示しなかった場合と、情報を提示した上でその知識の構造化を促すための課題を課した場合を比較している。単純に情報を提示する場合と課題を課す場合の情報提示の仕方による効果の違いについては、行本・村上・丸山 (2013) の B グループと C・D グループの分析結果の比較を参照されたい。

第 3 点は、アウトサイドオプションに着目する。従来の研究では、研究対象のラベルに対する評価ばかりが分析されてきたが、本研究で取り上げる資源管理問題においては、将来世代に配慮して消費を抑制する、という意思決定もありえよう。このために、「どちらも買わない」という選択肢に対する評価を分析する。

もし、消費者に対して水産エコラベルや資源問題についての情報を伝えても、消費者が選択行動を変化させなかったり、利己的に振る舞ったりすれば、ラベル表示による政策は有効ではない。また、変化するとしても、情報を提示された直後しか反応しないのであれば、有効な政策手段とはなり得ない。さらに、単に情報を伝えるだけでなく、その論理構造を理解させることが重要なのであれば、情報の伝え方を工夫することで政策の効果を上げることができよう。本研究では、これらの点を検証することで、資源管理問題におけるラベル表示政策の有用性を検討する。

### 3. コンジョイント分析の概要

本研究で用いる選択型コンジョイント分析は、Gorman および Lancaster によって開発された特性アプローチ<sup>20</sup>に基づく表明選好法<sup>21</sup>の一種で、アンケートを通じて回答者に仮想的な財を選択してもらい、その選択結果をもとに回答者の各属性に対する評価を推計するものである。コンジョイント分析は表明選好法の中でも複数の属性を同時に評価することに長けており、本研究で扱うような付加価値のある製品に適している。

選択型コンジョイント分析では、アンケートを通じて得た回答者の仮想的な財の選択データをもとに、回答者の各属性に対する評価を最尤推定法で推計する。離散選択を扱う場合の最も基本的なモデルは、条件付きロジットモデル<sup>21</sup>であるが、一般に、本研究のような購買選択を扱う場合はより一般化された入れ子ロジットモデル<sup>22</sup>の方が当てはまりがよいと考えられており、本稿の分析でも同様の傾向がみられたことから、このモデルを採用した。

離散型の入れ子ロジットモデルの概要は以下の通りである。個人に対して財の選択肢集合  $C$  を提示し、その中から購入する財を選択してもらおう。 $x_{ik}$  ( $k=1, \dots, K$ ) を財  $i$  における製品属性  $k$  の水準を表すベクトルとすると、個人  $n$  が財  $i \in C$  を選択したときにはただ 1 つの値  $x_{ik}$  に決まるので、個人  $n$  が財  $i$  を選択したときの効用  $U_i^n$  は以下の線形関数で定義される。

$$U_i^n(x_{ik}, p_i) = \sum_{k=1}^K \beta_{ik}^n x_{ik} + \beta_{ip}^n p_i + \varepsilon_i^n \quad (1)$$

ここで、 $p_i$  は財  $i$  の貨幣属性を表し、 $\varepsilon_i^n$  は誤差項で第一種極値分布に従うとする。誤差項

<sup>20</sup> 特性アプローチについては、奥野・鈴木 (1988) を参照のこと。

<sup>21</sup> McFadden (1974)。

<sup>22</sup> McFadden (1978)。



の仮定により、選択確率は、

$$\pi_i^n = \frac{\exp(V_i^n)}{\sum_{j \in C} \exp(V_j^n)}$$

で表される（条件付きロジットモデル）。ここで、 $V_i^n \equiv \sum_{k=1}^K \beta_{ik}^n x_{ik} + \beta_{ip}^n p_i$  である。

また、この定式化を基礎として、 $S$  個の入れ子からなる階層的な意思決定が行われる場合、選択確率は、

$$\pi_i^n = \frac{\exp(V_i^n / \lambda_s) \left( \sum_{j \in C_s} \exp(V_j^n / \lambda_s) \right)^{\lambda_s - 1}}{\sum_{s=1}^S \left( \sum_{j \in C_s} \exp(V_j^n / \lambda_s) \right)^{\lambda_s}}$$

と表せる（入れ子ロジットモデル）<sup>23</sup>。ここで、 $C_s$  は  $s (=1, \dots, S)$  番目の入れ子内の選択肢集合、 $\lambda_s$  は  $S$  番目の入れ子内の相関を表すパラメータである（IV パラメータと呼ばれる）。個人  $n$  は(1)を最大化するように財  $i$  を選択するとすれば、個人  $n$  が財  $i$  を選択する確率は、任意の  $j \in C (j \neq i)$  に対して、

$$\pi_i^n = \Pr(U_i^n > U_j^n)$$

と表される。この選択確率は効用の差に依存するため  $x_{ik}$  の任意の水準をベンチマークとして 0 に基準化し、対数尤度関数  $\Phi$  を

$$\Phi(\beta_{1,1}^n, \beta_{1,2}^n, \dots, \beta_{k,\ell}^n, \dots, \beta_{K,L-1}^n, \beta_p^n) = \sum_n \sum_{i \in C} I_i^n(U_i^n > U_j^n) \log \pi_i^n$$

(2)

とする。ここで、 $\ell$  は製品属性  $k$  の水準を表し ( $\ell = 1, \dots, L$ )、 $I_i^n(U_i^n > U_j^n)$  は個人  $n$  が財  $i$  を選択した場合に 1、そうでない場合に 0 をとる指示関数である。本研究では、(2)を最大化するパラメータ  $\beta_{1,1}, \beta_{1,2}, \dots, \beta_{k,\ell}, \dots, \beta_{K,L-1}, \beta_p$  を推定したうえで、直観的に評価しやすい指

標として製品属性の水準に対する平均的個人の支払意思額  $WTP_{k,\ell} = -\beta_{k,\ell} / \beta_p$  を推計する

<sup>24</sup> この支払意思額 (WTP) は、消費者が食品ラベルから当該の財の品質に対して形成している信念を反映している。

<sup>23</sup> 離散選択分析のモデルについては、Train (2003) を参照のこと。

<sup>24</sup> Hensher, Rose, and Greene (2005) による。

## 4. アンケート調査

### 4.1. 調査の概要と設計

本研究の調査は、『食品ラベルに関する調査』として 2011 年 1 月から 2 月にかけて行った。web 調査によって実施し、スクリーニング調査、プレテスト、本調査の 3 段階で行った。調査の実施は株式会社インテージに依頼し、同社のモニターを対象として行った<sup>25</sup>。同社は回答者に対してポイントを付与しており、これが回答者に対するインセンティブとなっている。今回の調査では、謝礼として 80 ポイントが付与された<sup>26</sup>。

調査の第 1 段階として、2011 年 1 月 11 日から 14 日にかけてスクリーニング調査を行い、実際にマグロを購入している消費者を調査対象者とした。国勢調査の各地域の性別・年齢階層分布に基づき、全国の 18 歳以上の 25,695 人を対象に回答を依頼し、11,915 人から回答を得た。このうち、上記の条件を満たす 11,711 人を調査対象者とした。

スクリーニング調査では、サンプルを 4 グループに分けてそれぞれ異なった情報を提示した。本稿ではこのうち 3 グループのデータを用いて分析を行う<sup>27</sup>。まず、MSC ラベルを知っているかをラベルの意味を 6 択のクイズでたずねて確認し、正解を提示した上で、マグロの購買行動についてたずね、資源問題について知っているかをチェックするための正誤クイズを行って正解を提示した。

その上で、グループごとに異なった情報を提示した。まず、対照群 (control group) はそのままアンケートを終了し、なにも情報は提示しなかった。次に、処置群 (treatment group) 1 には、現在のクロマグロの漁獲量が持続可能な水準を上回っていること (情報①) を伝えた上で、論理構造を追わないと正答できない論理構造を図示した穴埋め問題を解いてもらった<sup>28</sup>。そして、処置群 2 には、情報①を処置群 1 と同様の仕方で伝えた上で穴埋め問題を解いてもらい、さらにクロマグロの消費の 7 割以上を日本人が消費しており、MSC ラベルを通じて消費者も資源問題に役割を果たすことができること (情報②) を伝えた上で、これについても情報①と同様の穴埋め問題を解いてもらった。

第 2 段階として、2011 年 1 月 21 日から 25 日にかけてプレテストを行い、本調査の調査設計が適切であるかをチェックした。

第 3 段階として、2011 年 2 月 4 日から 7 日にかけて本調査を行った。本調査では、調査対象者のうち 3,340 人に調査を依頼し、2,465 人から回答を得た。このうち、明らかに調査に非

<sup>25</sup> 実際の提示画面など、調査の詳細については行本・村上・丸山 (2013) を参照のこと。

<sup>26</sup> この 80 ポイントは 80 円に相当する。

<sup>27</sup> 本稿では、記述を簡潔にするため、分析対象を絞る。全体の包括的な分析結果については行本・村上・丸山 (2013) をご参照いただきたい。

<sup>28</sup> 記憶を定着させる上で理想的なのは、発話などで回答者に文章を再構成させる課題であるが、web 調査で行うには負荷が大きすぎるため、本研究ではこのように論理を順に追わないと回答できない課題を用いた。web 調査においては、負荷が大きい課題を課すと脱落サンプルが生じることでサンプルにバイアスが生じてしまう。このため、本研究では回答者に負荷をかけながらも脱落サンプルによるバイアスが生じないように配慮して設計を行った。

協力的な回答者を除いた 1,989 人を分析対象とした<sup>29</sup>。このうち本稿の分析対象とするのは、対照群が 495 人、処置群 1 が 502 人、処置群 2 が 505 人である。

本調査の設計は、まず、マグロの購買行動や関与などについてたずねた上で、MSC ラベルについてスクリーニングと同様の質問を行い、記憶の定着について確認した。その上で、1 回目のコンジョイント設問を行った。そして、スクリーニングと同様の正誤クイズで資源問題についての知識をチェックした。

次に、すべてのグループに対してスクリーニングで用いた情報①と情報②を提示し、その情報に対してどのように思ったかをたずねた。その上で、2 回目のコンジョイント設問を行い、再度、スクリーニングと同様の正誤クイズで資源問題についての知識をチェックしてから、マグロの店頭での見分け方、料理・保存の仕方、資源問題の三つの知識についてのクイズを行った。そして、スクリーニングと同様の情報①と情報②についての穴埋め問題を解いてもらい、論理構造を理解できているかを確認した。

最後に、消費行動についての意識や学習意欲、スクリーニング調査後に MSC ラベルについて調べたりしたかをたずね、その他のデモグラフィック属性などをたずねた。

#### 4.2. プロファイル設計

コンジョイント設問に用いるプロファイルは、実際のデパートやスーパーの表示や価格帯を参考に表 1 のように設定した。

<表 1 プロファイル設計>

| 属性     | 水準 1  | 水準 2  | 水準 3 | 水準 4 | 水準 5  | 水準 6  |
|--------|-------|-------|------|------|-------|-------|
| MSCラベル | ラベルなし | ラベルあり |      |      |       |       |
| 生産方法   | 養殖    | 天然    |      |      |       |       |
| 産地     | 外国産   | 国産    |      |      |       |       |
| 状態     | 解凍    | 生     |      |      |       |       |
| 価格     | 800円  | 850円  | 900円 | 950円 | 1000円 | 1050円 |

コンジョイント設問の例は図 1 の通りである。MSC ラベル、産地、生産方法、保存状態、価格の 5 属性の各水準につき、直交計画表を用いて作成した 16 個のプロファイルをもとに 8 つの選択肢集合を設計した。各選択肢は 2 つの選択肢に「どちらも買わない」を加えた 3 択形式となっている。なお、既視感があると回答者が 2 回目のコンジョイント設問で十分に考えずに回答する可能性を考慮し、それぞれ異なるプロファイルを用いた<sup>30</sup>。また、コンジョイント設問の前には CVM 形式の設問を設け、普段価格帯を意識していない消費者が混乱

<sup>29</sup> 1 回目のコンジョイント設問のすべてにおいて「どちらも買わない」を選択した回答者、すべての設問で同一の選択肢を選択した回答者、トラップ設問を設定して非合理的な回答を行った回答者、回答時間が短すぎる（7 分以下）回答者をそれぞれ除外した。

<sup>30</sup> 使用した全コンジョイントセットについては、行本・村上・丸山（2013）の付表 1 を参照のこと。

しないように配慮した。



< 図 1 コンジョイント設問 >

### 4-3. 変数の作成

変数の作成に当たっては、Likert の 5 段階尺度を基本としながらも、日本ではニュートラルに回答が偏る傾向があることが知られているため、これを避けるために基本的に 4 段階の尺度を用いた。作成した主要な変数についてであるが、関与や知識、年齢、性別、所得、学歴などのデモグラフィック属性などについて作成した。これらの分布からは、グループ間のサンプリングに大きな偏りはみられなかった。また、スクリーニング調査で、MSC ラベルの意味を知っているかをたずねた設問の正答率も各グループとも 8%前後であった。したがって、負荷をかけたグループで脱落サンプルが生じることによるグループ間の偏りはみられなかった<sup>31</sup>。

## 5. 推定結果

### 5.1. コンジョイント分析（1 回目）

スクリーニング調査において行った情報提示が、本調査における選択行動に与えた影響をみるために、1 回目のコンジョイント設問のデータを用いてパラメータを推定し、それに基づいて WTP を計算した。この WTP によって、スクリーニング調査時点での情報提示の効果进行分析できる。推定結果は、表 2、3 の通りである。

< 表 2 1 回目コンジョイント推定結果 >

<sup>31</sup> 詳細については行本・村上・丸山（2013）の付表 2 および第 5 節を参照のこと。

|           | 対照群       |           | 処置群1      |           | 処置群2      |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | Coeff.    | s.e.      | Coeff.    | s.e.      | Coeff.    | s.e.      |
| MSC       | 1.271     | 0.099 *** | 1.379     | 0.102 *** | 1.395     | 0.103 *** |
| 国産        | 1.937     | 0.117 *** | 1.945     | 0.122 *** | 2.030     | 0.124 *** |
| 養殖        | -1.334    | 0.091 *** | -1.361    | 0.093 *** | -1.421    | 0.095 *** |
| 生         | 1.774     | 0.130 *** | 1.890     | 0.129 *** | 1.723     | 0.130 *** |
| どちらも選択しない | -5.549    | 0.505 *** | -5.780    | 0.525 *** | -5.417    | 0.509 *** |
| 価格        | -0.018    | 0.001 *** | -0.019    | 0.001 *** | -0.019    | 0.001 *** |
| IV (買う)   | 0.233     | 0.038 *** | 0.226     | 0.036 *** | 0.211     | 0.036 *** |
| IV (買わない) | 1.000     | 0.000     | 1.000     | 0.000     | 1.000     | 0.000     |
| 観察数       | 3960      |           | 4016      |           | 4040      |           |
| LRI       | 0.43148   |           | 0.44073   |           | 0.43009   |           |
| 最大尤度      | -2985.088 |           | -2982.219 |           | -3048.852 |           |

注) ただし、\*\*\*は1%水準で有意である。

<表3 1回目 WTP>

|           | 対照群         | 処置群1        | 処置群2        |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
|           | WTP         | WTP         | WTP         |
| MSC       | 71.55 ***   | 71.47 ***   | 73.91 ***   |
| 国産        | 109.03 ***  | 100.81 ***  | 107.52 ***  |
| 養殖        | -75.12 ***  | -70.53 ***  | -75.25 ***  |
| 生         | 99.87 ***   | 97.93 ***   | 91.29 ***   |
| どちらも選択しない | -312.37 *** | -299.55 *** | -286.92 *** |

注) ただし、\*\*\*は1%水準で有意である。

結果は、MSC ラベルに対する WTP は、対照群が 71.55、処置群 1 が 71.47、処置群 2 が 73.91 であり、資源についての情報①と消費行動についての情報②を提示しそれぞれについて論理構造を追わないと回答できない課題を課した処置群 2 がやや高い値となった。しかし、情報①のみ提示して課題を課した処置群 1 は、情報①も情報②も提示しなかった対照群と有意な差はみられなかった。

さらに、「どちらも買わない」という選択についても他の係数の WTP と同様の計算をして比較する。これは、アウトサイドオプションを反映している<sup>32, 33</sup>。結果は、対照群が -312.37、処置群 1 が -299.55、処置群 2 が -286.92 であり、追加的な情報を提示して課題を

<sup>32</sup> これはアウトサイドオプションの正確な貨幣評価を求めるのが目的ではなく、分散の異なる各グループ間での比較を行うために、貨幣で基準化したものである。

<sup>33</sup> 情報提示後に感想をたずねた自由回答欄において、「資源回復のために消費を控えたい」など、資源保護のために消費を控える、もしくは食べ過ぎないようにしたい、といった主旨の回答が全サンプルの 5% (102 サンプル) でみられた。

課したりしたグループほど有意に高くなった。

したがって、スクリーニング調査時点での情報提示とそれについての課題は、1 回目のコンジョイント設問での選択行動において、MSC ラベルの WTP よりもむしろアウトサイドオプションに対して影響した。

### 5.2. コンジョイント分析 (2 回目)

次に、2 回目のコンジョイント分析の結果をみってみる。本調査では情報①と情報②をすべてのグループに見せてから 2 回目のコンジョイント設問を設けているので、2 回目のコンジョイント分析の WTP で、本調査での情報提示の効果が、スクリーニング調査時点で情報を提示しそれについて課題を課したことによってどのように違うかを分析できる。推定結果は、表 4、5 の通りである。

<表 4 2 回目コンジョイント推定結果>

|           | 対照群       |           | 処置群1      |           | 処置群2      |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           | Coeff.    | s.e.      | Coeff.    | s.e.      | Coeff.    | s.e.      |
| MSC       | 1.730     | 0.075 *** | 1.731     | 0.074 *** | 1.836     | 0.077 *** |
| 国産        | 1.484     | 0.078 *** | 1.418     | 0.081 *** | 1.508     | 0.086 *** |
| 養殖        | -0.529    | 0.081 *** | -0.449    | 0.083 *** | -0.451    | 0.085 *** |
| 生         | 0.470     | 0.081 *** | 0.623     | 0.084 *** | 0.484     | 0.085 *** |
| どちらも選択しない | -6.430    | 0.515 *** | -6.195    | 0.492 *** | -6.310    | 0.505 *** |
| 価格        | -0.012    | 0.001 *** | -0.013    | 0.001 *** | -0.013    | 0.001 *** |
| IV (買う)   | 0.533     | 0.066 *** | 0.459     | 0.056 *** | 0.449     | 0.057 *** |
| IV (買わない) | 1.000     | 0.000     | 1.000     | 0.000     | 1.000     | 0.000     |
| 観察数       | 3960      |           | 4016      |           | 4040      |           |
| LRI       | 0.41178   |           | 0.39585   |           | 0.40322   |           |
| 最大尤度      | -3036.325 |           | -3144.112 |           | -3123.536 |           |

注) ただし、\*\*\*は1%水準で有意である。

<表 5 2 回目 WTP>

|           | 対照群<br>WTP  | 処置群1<br>WTP | 処置群2<br>WTP |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| MSC       | 148.63 ***  | 134.57 ***  | 136.63 ***  |
| 国産        | 127.45 ***  | 110.27 ***  | 112.21 ***  |
| 養殖        | -45.46 ***  | -34.90 ***  | -33.55 ***  |
| 生         | 40.39 ***   | 48.43 ***   | 36.01 ***   |
| どちらも選択しない | -552.36 *** | -481.66 *** | -469.64 *** |

注) ただし、\*\*\*は1%水準で有意である。

結果は、MSC ラベルに対する WTP は、対照群が 148.63、処置群 1 が 134.57、処置群 2 が 136.63 とそれぞれ上昇し、情報①も情報②も提示していない対照群が最も高く、情報①と情報②の両方を提示して課題を課した処置群 2、情報①のみ提示して課題を課した処置群 1 の順に有意に高い値となった。さらに、「どちらも買わない」という選択については、対照群が-552.36、処置群 1 が-481.66、処置群 2 が-469.64 とそれぞれ低下したが、相対的には追加的な情報を提示して課題を課したグループほど有意に高く、1 回目よりも傾向が顕著になっている<sup>34</sup>。

したがって、スクリーニング調査で情報を提示して課題を課した処置群 1 と処置群 2 は、マグロを購入することのアウトサイドオプションが相対的に上昇した上で、MSC ラベルに対して高い評価をしているといえる。これに対して、なにも情報を提示しなかった対照群は、情報提示による MSC ラベルに対する WTP の上昇幅は高かったものの、アウトサイドオプションは相対的に最も低かった<sup>35</sup>。

## 6. 結論と政策的含意

### 6.1. 結論

<sup>34</sup> アウトサイドオプションの水準自体は 1 回目から 2 回目にかけて下がっている。この理由には、使用するコンジョイントセットが 1 回目と 2 回目で異なること、回答者が設問に慣れることや、情報提供や質問に触れることで回答者の回答意欲やマグロ選択に関する関与が一時的に高まること、などの影響が考え得る。これらは、推計モデルの構造上、定数項であるアウトサイドオプションの水準に影響を与える。他方、同じ推計モデルの中での対照群と統制群の相対的な大きさは、上述の影響からは独立して解釈が可能である。

<sup>35</sup> 回答者の行動の変化は他の属性の評価にも表れている。例えば、「天然」と比較した「養殖」の評価は、1 回目から 2 回目にかけて上昇している。このことは天然資源の減少を考慮して養殖を選択しよう、と考えた回答者が一定数いたことを反映している可能性が考えられる。しかしながら、一般に流通する養殖のマグロのほとんどは天然の稚魚を捕獲して育てるものであり、これらは資源管理上の問題の根本的な解決にはなっていない。このことを回答者のうち約半数は知っていたが残りの回答者は知らなかった（これはアンケートの最後に設けた『養殖』と表示されたマグロの多くは、卵から成魚（大人の魚）になるまで、人の手によって育てられている（正解は誤り）」という正誤クイズの結果で確認された。）。養殖という属性に対する回答者の評価は、こうした回答者の有している知識によっても左右される。「生」と「解凍」の比較についても同様のことがいえる。本論文では立ち入らないが、こうした回答者の多様性を考慮した情報提供のあり方についての議論も現代の重要な課題である。

本研究の結果は以下の通りである。まず、スクリーニング調査での情報提示は、1 回目のコンジョイント設問での選択行動における MSC ラベルの WTP にはほとんど影響しなかった。しかし、「どちらも買わない」という選択肢に対する評価が上昇しており、アウトサイドオプションに影響したと考えられる。

次に、2 回目のコンジョイント分析の選択行動では、MSC ラベルに対する WTP が上昇し、さらにアウトサイドオプションに大きな違いがみられた。すなわち、スクリーニング調査でなにも情報を提示しないと、はじめて見た情報によって MSC ラベルに対する WTP を大きく上昇させるものの、相対的には MSC ラベルの付いていないマグロの購入に対しても積極的であった。これに対して、スクリーニング調査で情報を提示した上で論理構造を理解できるように課題を課すと、MSC ラベルに対して高い評価をするだけでなく、相対的に資源の枯渇に配慮してマグロの購入に当たって慎重になった。後者の、ラベルの付いた製品を評価するだけでなく、消費を抑制する反応は、より資源管理問題を深く理解した上での意思決定の結果であるように推察される。

## 6.2. 政策的含意

本研究の結果は、資源管理問題において消費者に働きかける政策が有効であることを意味している。もっとも、消費者に対して単純に情報を提示するだけであれば、消費者の行動の変化は感情的なものにとどまってしまうであろう。政策上の効果を上げるには、知識を構造化させることが重要である。

このような課題を事前に課した人たちは、単に感情的に振る舞うのではなく、資源の枯渇に配慮してマグロの購入に当たって慎重になった上で MSC ラベルに対して高い評価をしており、単に自己の利得のみを追求するのではなく、ある程度将来世代などの他者に対して配慮した選択行動を行った。こうした人たちが十分に多ければ、資源に配慮した漁業者の製品に対する認証制度は政策手段として有効であろう。

これまで、資源管理問題においては、生産者に対する直接規制が主な政策手段として用いられてきた。しかし、水産資源管理においては、制度設計の失敗により生産者間の協調ができずにいる上、生産者に対する規制も十分に機能していない。現行の総量規制から個別漁獲割当方式への速やかな移行が望ましいことは言うまでもない<sup>36</sup>。しかしこうした場合には、生産者に対する漁獲量規制とあわせて消費者に働きかける政策をもとめることで、生産者に対して資源管理に配慮して協調するインセンティブを与えることが求められよう。これによって、ラベルのない製品に対してネガティブな行動がとられれば、乱獲を行う漁業者に対するペナルティとして機能しうる可能性もある<sup>37</sup>。

さらに、この問題はすぐれて世代間の衡平性の問題でもある。すなわち、資源を消費する

<sup>36</sup> 法律上の規定はすでに存在しており、法的には移行のハードルは高くないと思われる。

<sup>37</sup> こうしたラベルによる政策の最終的な目標は、生産者に資源管理に配慮して協調するインセンティブを与えることである点に留意されたい。



ことによって利益を享受している現在の消費者には、将来世代に対して資源の持続可能な利用に務める責務がある。このような観点からは、消費者が資源管理問題において一定の役割を果たせる仕組みを整備することは、深刻な環境・資源問題に直面している現代において政府の担うべき新たな政策課題であるといえよう<sup>38</sup>。

### 参考文献

- Dworkin, Ronald. (1981a) "What is Equality? Part1: Equality of Welfare," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, pp. 185-246.
- Dworkin, Ronald. (1981b) "What is Equality? Part2: Equality of Resources," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, pp. 283-345.
- Hammond, Peter J., Mamoru Kaneko and Myrna H. Wooders (1989) "Continuum Economies with Finite Coalitions: Core, Equilibria, and Widespread Externalities," *Journal of Economic Theory*, Vol. 49, pp. 113-134.
- Hensher, David A., John M. Rose and William H. Greene (2005) *Applied Choice Analysis*, Cambridge University Press.
- Kaneko, Mamoru, and Myrna H. Wooders (1994) "Widespread Externalities and Perfectly Competitive Markets: Examples," In Robert P. Gilles and Pieter H. M. Ruys (ed.), *Imperfections and Behavior in Economics Organizations*, Kluwer Academic Publisher, pp.71-87.
- Kreps, David M. (2004) *Microeconomics for Managers*, Norton, pp.353-354. (中泉真樹・尾近裕幸・林行成・細谷圭・増原宏明訳(2008)『MBA のためのミクロ経済学入門 I』, 東洋経済新報社, pp.456-459.)
- McFadden, Daniel (1974) "Conditional Logit Analysis of Qualitative Choice Behavior," In P. Zarembka (ed.), *Frontiers in Econometrics*, Academic Press, pp. 105-142.
- McFadden, Daniel (1978) "Modelling the Choice of Residential Location," In Kärqvist, Lundqvist, Snickars, and Weibull (ed.), *Spatial Interaction Theory and Planning Models*, North Holland, pp. 75-96.
- McMillan, John (2002) "No Man is an Island," In *Reinventing the Bazaar: A Natural History of Markets*, Norton, ch.10, pp.119-135. (瀧澤弘和・木村友二訳 (2007), 『市場を創る バザールからネット取引まで』, NTT 出版, 第 10 章「なんびとも孤島にあらず」, pp.171-194.)
- Ostrom, Elinor R. (1990) *Governing Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press.
- Stavins, Robert N. (2011) "The Problem of the Commons: Still Unsettled after 100

<sup>38</sup> 脚注 14 で述べたように、消費者が持続的な資源管理に価値を見出したとしても、MSC ラベルのような認証制度がなければ、消費者には選択の余地がないことに留意されたい。

- Years,” *American Economic Review*, Vol.101, No.1, pp.81-108.
- Stiglitz, Joseph E. (2013) “Sharing the Burden of Saving the Planet: Global Social Justice for Sustainable Development,” In Mary Kaldor and Joseph E. Stiglitz, eds., *The Quest for Security: Protection without Protectionism and the Challenge of Global Governance*, Columbia University Press, ch.7, pp. 161-204.
- Thagard, Paul (1996) *Mind Introduction to Cognitive Science*, Massachusetts Institute of Technology. (松原仁監訳, 梅田聡・江尻桂子・幸島明男・開一夫訳 (1999) 『マインド認知科学入門』, 共立出版.)
- Train, Kenneth E. (2003) *Discrete Choice Methods with Simulation*, Cambridge University Press.
- 魚住雄二 (2010), 「混迷するまぐろ類資源管理からの脱却に向けて」, 田中克・川合真一郎・谷口順彦・坂田泰造編, 『水産の 21 世紀』, 第 1 章第 2 節, 京都大学学術出版会, pp.30-51.
- 奥野正寛・鈴木興太郎 (1988), 『ミクロ経済学Ⅱ』, 岩波書店, pp.249-253.
- 小野征一郎編著 (2005), 『TAC 制度下の漁業管理』, 農林統計協会.
- 加瀬和俊 (2016), 『3 時間でわかる漁業権』, 筑波書房.
- 勝川俊雄 (2010a), 「資源管理は可能か」, 寶多康弘・馬奈木俊介編著, 『資源経済学への招待』, 第 3 章, ミネルヴァ書房, pp.57-78.
- 勝川俊雄 (2010b), 「水産改革への提言」, 寶多康弘・馬奈木俊介編著, 『資源経済学への招待』, 第 12 章, ミネルヴァ書房, pp.243-265.
- 勝川俊雄 (2012), 『漁業という日本の問題』, NTT 出版.
- 勝川俊雄 (2016), 『魚が食べられなくなる日』, 小学館新書.
- 金田禎之 (2016), 『新編 漁業法のここが知りたい 2 訂増補版』, 成山堂書店.
- 金田禎之 (2017), 『新編 漁業法詳解 増補 5 訂版』, 成山堂書店.
- 鈴木興太郎 (2002), 「世代間衡平性の厚生経済学」, 『経済研究』, Vol. 53, No. 3, pp. 193-203.
- 鈴木興太郎編 (2006), 『世代間衡平性の論理と倫理』, 東洋経済新報社.
- 鈴木興太郎・吉原直毅 (2000), 「責任と補償 厚生経済学の新しいパラダイム」, 『経済研究』, Vol. 51, No. 2, pp. 162-184.
- 高野陽太郎編 (1995), 『認知心理学 2 記憶』, 東京大学出版会.
- 田村典江 (2010), 「水産エコラベル: その役割と影響」, 田中克・川合真一郎・谷口順彦・坂田泰造編, 『水産の 21 世紀』, 第 6 章第 4 節, 京都大学学術出版会, pp.469-486.
- 新倉貴士 (2005), 『消費者の認知世界—ブランドマーケティング・パースペクティブ』, 千倉書房.
- 村上佳世・丸山達也・林健太・行本雅 (2013), 「消費者の知識と信念の更新」, 『日本経済研究』, Vol.68, pp.23-43.

森田玉雪・馬奈木俊介 (2010), 「水産エコラベリングの発展可能性—ウェブ調査による需要分析」, 實多康弘・馬奈木俊介編著, 『資源経済学への招待』, 第 9 章, ミネルヴァ書房, pp.173-204.

山崎淳 (2016), 「京都府底曳網漁業の資源管理と MSC 認証」, 大元鈴子・佐藤哲・内藤大輔編, 『国際資源管理認証』, 第 7 章, 東京大学出版会.

山下東子 (2012), 『魚の経済学 第 2 版』, 日本評論社.

行本雅・丸山達也・村上佳世・林健太 (2012), 「消費者の信念と情報開示」, 『応用経済学研究』, Vol.5, pp.164-175.

行本雅・村上佳世・丸山達也 (2013), 「消費者政策と資源管理問題」, 京都大学経済研究所 Discussion Paper, No.1302.

海洋管理協議会 (MSC) web ページ <https://www.msc.org/jp>

国際自然保護連合 (IUCN) 絶滅危惧種レッドリスト web ページ  
<http://www.iucnredlist.org/>

## Consumer Policy and Resource Management Problem

—A Conjoint Analysis of the Marine Eco Label—

Tadashi Yukimoto

Aomori Public University

Kayo Murakami

JSPS Research Fellow, Kyoto University

Tatsuya Maruyama

National Consumer Affairs Center

This paper investigates the effectiveness of consumer policy in common resource management where inadequate mechanism design causes the failure of producers' cooperation and dysfunction of regulation by government. The main results of this paper are as follows. Consumers who were given logically structured information made their decision in considering the future generations. This empirical result suggests that if there were enough consumers who consider the future generations, consumer policy such as certification systems would give producers incentives to cooperation.

Key Words: Common Resource Management, Consumer Policy, Intergenerational Equity